

平成29年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成29年3月7日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成29年3月8日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	3	寺 崎 俊 男 君
4	永 安 文 男 君	5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君
7	須 藤 敏 規 君	8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君
10	西 日 出 海 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼 企 画 財 政 課 長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住 民 福 祉 課 長	大 平 弘 明 君
税 務 課 長	内 田 明 文 君	保 險 環 境 課 長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産 業 経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君
会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	中 村 義 治 君	議 会 事 務 局 長 補 佐	松 本 典 子 君
議 会 事 務 局 書 記	山 藤 宏 太 君		

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 佐々町税条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第3号 佐々町地域交流センター条例制定の件
- 日程第5 議案第4号 長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少の件

- 日程第6 議案第5号 道路認定変更に関する件
- 日程第7 議案第6号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第8 議案第7号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第9 議案第8号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第10 議案第9号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第11 議案第10号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第12 議案第11号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第13 議案第12号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第14 議案第13号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第15 議案第14号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第16 議案第15号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第17 議案第16号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第18 議案第17号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第19 議案第18号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第20 議案第19号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）

## 9. 審議の経過

（10時00分 開議）

### — 開議 —

議 長（西 日出海 君）

おはようございます。

本日は、平成 29 年 3 月 第 1 回佐々町議会定例会の本会議の 2 日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則の規定によって、3 番、寺崎俊男君、4 番、永安文男君を指名します。これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

### — 日程第 2 議案第 1 号 佐々町税条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 2、議案第 1 号 佐々町税条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 1 号 朗読）

中身につきましては税務課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申しあげま

す。

議長（西 日出海 君）  
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

それでは、第 1 号の議案について御説明いたします。

まず、資料のほうをごらんください。

1 の改正の理由ですけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことと、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布され、施行されることに伴い、税条例を改正するものがあります。

次に、2 と 3 の改正概要と内容ですが、改正につきましては住民税と軽自動車税に係るものの改正となっております。

1 つ目は、住民税に関する改正ですが、特定非営利活動促進法の改正が行われ、仮認定特定非営利活動法人が、特例認定特定非営利活動法人に名称が変わりましたので、条例もあわせて名称の改正を行うものであります。

改正理由としましては、仮認定という名称では寄附を集めにくいということで、関係団体のほうから要望がありまして、今回の改正となっております。

2 つ目は、同じように住民税に関する改正です。住宅ローン減税措置の対象期間の延長です。住民税の住宅ローン減税措置とは、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除し切れなかった控除額がある場合、翌年度の住民税から控除ができるというものです。

期間ですけれども、所得税の控除と同じく 10 年間となっております。

今回の改正では、対象居住年を平成 31 年 6 月 30 日から平成 33 年 12 月 31 日に変更するものであります。

改正理由ですが、この制度によります住宅市場の需要に影響があるため、消費税率引き上げの時期の延長にあわせて住宅ローン減税制度も延長するものであります。

住民税の控除期間も 41 年度から 43 年度に変更となります。

次に、3 つ目ですけれども、軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長です。グリーン化特例は平成 28 年度から導入されたものですが、環境への負荷を低減に資するための施策ということで、環境性能の優れた軽四輪等の普及を促進するため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車等につきまして、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率を軽減するというものでした。

これを、平成 29 年度においても延長し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新規取得された軽自動車につきまして、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減するというものです。

改正理由としましては、グリーン化特例につきまして、平成 28 年度税制改正時において車体課税を見直し、自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入し、軽自動車につきましては種別割を導入するというふうになっておりましたけれども、その中でグリーン化特例は環境性能割の補完的な役割を担うものとして、平成 29 年度に税制改正で結論を出すということで 1 年延長となったものであります。

しかし、消費税の引き上げの時期が延長されたことに伴い、車体課税の見直しは行われず、平成 29 年度税制改正において、グリーン化特例につきましては 2 年延長し、31 年度税制改正において結論を出す予定となっております。

続きまして、条例のほうを読み上げます。ページをめくっていただきまして、佐々町税条例の一部を改正する条例。

佐々町税条例（昭和 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下、改正前部分という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下、改正後部分という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

まず、36 条の 2、町民税の申告ですけれども、改正する部分ですけれども、次のページをお願いいたします。

先ほど説明しましたとおり、名称の変更で特例認定特定非営利活動法人に改正をいたします。続きまして、附則の第 7 条の 3 の 2 ですけれども、住宅ローン減税に係るものです。

まず、最初に、控除のほうが 10 年間受けられますので、41 年度を 43 年度に改正いたします。

それから、居住年ですけれども、平成 31 年を平成 33 年に改正いたします。

続きまして、軽自動車税の税率の特例第 16 条です。グリーン化特例に係るものであります。

第 1 項は文言の修正ですけれども、第 1 項につきましては、これはグリーン化特例の重課に係るものを記載されております改正する部分で下から 2 行目の、同条のという文言を加えております。これによりまして、表中に改正前ですけれども、第 82 条第 2 号アとありますけれども、その条を削りまして第 2 号アといたします。

以下、2 項、3 項、4 項につきましても同じようにいたしております。

続きまして、2 項から 4 項まで、これがグリーン化特例の経過にかかわるものであります。

取得日ですけれども、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに変更いたします。

それから、年度ですけれども、平成 28 年度分を平成 29 年度分に変更いたします。

2 項、3 項、4 項につきましても同じような改正をしております。

附則です。施行期日、第 1 条、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定は公布の日から施行する。

軽自動車税に関する経過措置です。第 2 条、この条例による改正後の佐々町税条例附則第 16 条の規定は平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

消費税云々のことで、伸ばされたってということもあるわけなんですけど、特に軽自動車税のところなんですけど、そもそもの環境に対して負荷の軽減のためにということ、低減のためということですから、これを本来、時を限っての条例じゃないほうが、本当はいいんですよ。審議会の状況はどうなんですか。消費税云々とは関係なしに、消費税、審議会の審議の結論を待

ってからでもいいんじゃないかと思うんですが。この期間を外して。本当に環境特例、環境に対する提言措置のために環境に負荷を与えない軽自動車の普及をしたいということであれば、期限を限らないほうがよりいい条例になっていくのではないかというふうに、説明を聞きながら思ったんですが、そのあたりについて御検討なさったんでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

グリーン化特例の今回、29 年度限りっていうことで改正をしておりますけれども、税制改正の審議の中では、今回、平成 29 年度で見直しをするっていうふうになってたんですけど、消費税関係で 31 年に引き延ばしになりましたので、グリーン化特例につきましては、そこで結論を出したいということですので、そこでは年度っていう区分がなくなるんじゃないかなとは思ってますけど、そこで、最終的な結論はまだわかりませんので、今のところはそこで結論を出すっていうことになっております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、ちょっと説明に矛盾があるんじゃないかなと。審議会の結論は 31 年度中でしょう。それで、審議の方向としては提言化を進めたいという審議が進められてるわけでしょう。それをわざわざ 29 年度だけに限るって言うことは理屈に合わないんじゃないでしょうか。少なくとも審議会の結論を待つということであれば、31 年度まで延ばすというのが筋として考えられるんじゃないか。違いますか。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

すいません、自分の説明のほうがちよっと不足した部分がありましたけれども、今度の、平成 29 年度税制改正におきましては、31 年度までに結論を出すということですので、平成 29 年度の税制改正のほうはまだ 2 年間、延長するというふうな予定になっております。ですから、30、31 年度までは 2 年間延長するような予定になっておりますので、その分でまた税制改正、うちの町条例の税制改正が出てくると思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

2 年延長っていうことで既に結論として出てるんなら、わざわざグリーン化特例の 1 年というのに係る規定は、31 年度中やから 3 年、2 年なり 3 年という形で特例が設けられてしかるべきだと思うんですが。それを何で 29 年度に限るのかなというのがわかりません。そういう説明でしょうかね。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

今回の税条例改正ですけれども、法の基準に基づいて改正を行ってまいりますので、今回、法の改正のほうは1年限りに延長するということでしたので、そのとおり改正をしております。

また、法のほうが今、2年延長ということになれば、同じように条例のほうもそれに合わせて改正したいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

答えは要りませんけども。

審議会の審議と法律の方向としては2年延長なり何なりを、方向性を示したような条例でも先取りしたって構わんのやないか。法律に違反したことにならないでしょう。そういうことを申し上げてるだけです。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

言いますか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

多分、審議会で消費税改正が31年ということで、今、お話が上がっております。その中で、やはり私どもと言えるのは、やはり今、1年でということで、実際的には法律改正がなされておりますので、町でやらざるを得ません。その後の例えば2年間、仲村さんの言っていらっしゃるのは多分、消費税の問題で事前に、このわざわざ1年で、平成31年までグリーン税制を取ればいいんじゃないかということでお話があつておつとると思っております。その中で、その間に消費税の変更があるんじゃないかっていう、多分、危惧を持って言ってると思っておりますけど、我々としては、やはり国のこういう法律ができれば、こういう方向性でやらざるを得ないということで、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号 佐々町税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 3 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 2 号 朗読）

中身につきましては総務課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

議案第 2 号の説明をさせていただきます。

まずは添付しております資料をごらんいただきたいと思います。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を行います。

1 の、改正の概要でございます。（1）職員の育児休業等に関する条例について。

①育児休業等の対象となる子の範囲の拡大ということで、育児休業法の規定が改正されておりますので、現行の子という部分につきまして、内容が、表の中、改正後の①ですけれども、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子。②養子縁組里親である職員に委託されている子ということで、これはもう法律でうたわれておりまして、問題はその③でございます。その他、これに準ずる者として条例で定める者ということで、条例で定める部分といたしまして、その下になりますけれども、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子。いわゆる親の同意が得られなくても、この場合は該当しますよというふうなことでございます。

②でございます。それに②は介護時間の新設に係る所要の改正等ということで、部分休業の取得可能範囲について、育児時間に加えて介護時間を踏まえて計算するための改正というふうなことでございます。

次に、（2）でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございます。

①の介護休業の分割取得。裏面になります。改正後と現行ということで書いておりまして、取得可能期間ということで、現行が介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに連続する 6 月の

期間内。改正後は指定期間、規則の定めるところにより、1 の要介護状態ごとに 3 回以下かつ合計 6 月以下の範囲で任命権者が指定。この 1 というのが、介護、例えば 3 ということであれば、それが 1 ということです。

改正後、1 の介護状態ごとにということは、要介護 3 ということが、例えば 4 に変われば、ごとによから変わると、また新たに取ることができるというふうなことでございます。

次に、②でございます、介護時間の新設と。任命権者が職員の介護のため、勤務しないことが相当であると認める場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で勤務しないこと、これが介護時間ですけれども、を承認できる。ただし、括弧書きですけれども、公務の運営に支障がある時間については、承認しないことが可能ということになっております。

介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとする。

③です。育児休業等ができる子の範囲拡大に伴う所要の改正等ということで、育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務について育児休業等ができる子として拡大された範囲の子を対象とするための改正。

大きな 2 ですけれども、施行期日は平成 29 年の 4 月 1 日。

3 番の参考ですけども、いわゆる用語の説明をここで行っております。

それでは、条文に入らせていただきます。

1 ページめくっていただきまして、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。第 1 条、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月 13 日条例第 8 号）の一部を次のように改正する。（条項等の改正等）次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第 2 条の 2 ですけれども、先ほどの資料の（1）の①の表中の条例で定めるものということ、その下に書いてます条例中の規定ということ、この条文で示しております。

次に、第 2 条の 2 に挿入しておりますので、第 2 条の 3 と繰り下げております。

次のページをお願いします。

条例第 3 条の 1 号でございます。これを 1 号の内容を 1 号のイ、ロ、2 号のイ、ロに改正しております。そして 2 号以下をそれぞれ繰り下げております。

次のページをお願いいたします。第 10 条でございます。ここにつきましては、先ほど申しました第 3 条の 1 のイ、ロ、2 のイ、ロを用いて条文を 1、2 で整理しております。

次のページをお願いいたします。2 号以下をそれぞれ繰り下げております。

次のページをお願いいたします。第 18 条でございます。育児時間の後に介護時間を挿入しております。それと、当該育児時間の後に、または介護時間の承認を受け勤務をしない時間を挿入しております。

次のページをお願いいたします。第 2 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月 13 日条例第 1 号）に関する条例の一部を次のように改正する。（条項等の改正等）次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分と言う）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第 8 条の 3 でございます。ここが先ほどの資料の 1 の同じことでございますけれども、表中の条例で定めるものの部分、その下の条例中規定を規定化したものでございます。

次のページをお願いします。第 2 項でございます。この部分につきましては、日常生活を営

むのに支障があるものを要介護者ということで、用語の読みかえをしております。それと、先ほどの条例中の規定をこの項にも追加しております。

その後、第 8 条の 4 の第 4 項ですけれども、これも用語の読みかえでございます。

次のページです。8 ページになります。ここの部分につきましては、内容につきましては、今まで深夜勤務だけの規定だったものに時間外勤務を追加しております。介護の部分につきましては、公務の運営に支障があるという言葉でなっております、そこが育児の部分と許可を出す部分が違っておりますけれども、そこの部分の規定の変更になっております。

第 11 条です。これは、基本的に介護時間の新設でございます。

次、第 15 条です。これが資料 1、2 の①の介護休業の分割取得という部分で、表中の取得可能な期間というところの説明の部分でございます。

続きまして、第 15 条の 2 でございます。これがその介護の部分の②、介護時間の新設という部分を条例にした部分でございます。16 条につきましては、用語の追加でございます。

以上、説明を終わります。

## 議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。2 番。

## 2 番（阿部 豊 君）

総務厚生委員会でも調査させていただいた点で、再度、確認と伺いたい点を質問させていただきます。

労働環境の整備ということで、実に有意義な内容ではないかなというふうに理解はしているんですけども、この適用を受ける職員の範囲という点で質問させていただきますけれども、調査では、伺っておりますところ、正規職員のみ、非正規の方々は適用を受けられないというふうに確認をしておりますけれども、正規の職員がおよそ 100 名、非正規の方が、任用根拠はさまざまですけれども、大体 200 名ほどいらっしゃるって、全体で 300 名ほどで行政運営されているというふうに認識をしてるんですけども、伺ったのが、調査では、大体 200 名の非常勤の方がいらっしゃるんですけども、国のほうが一般職の非常勤職員ということで総括されていくと、その際は条例改正を行いたいというふうな御説明をいただいております。

国のほうはどのような考えかと言いますと、調べたところ、平成 21 年度総務省通知、26 年度も総務省通知が出ております。どういった内容か。結局、非正規の方々の任用根拠の明確化や任期付職員制度の活用を促す内容での総務省通知が出されていると。特に、特別職の非常勤職員ですね。任用根拠、特別職の非常勤職員とはと、主に特定の学識経験を必要とする職に、みずからの学識経験に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い勤務体系が想定され、地公法の適用を受けませんというふうになっております。

でも、実情は、結局、専務性のある非常勤職員を特別職の非常勤職員として任用している実態があるのではないかとということで、改めるべきだというふうに、国のほうが指導されていると。

育児休業制度、地方公務員法育休法では、対象となる一般職非常勤職員の要件を条例で定めるようになっております。今回はその部分は含まれてないということなんですけれども、繰り返しになりますけど、21 年、26 年の通知によれば、専務性のある非常勤職員を一般職非常勤職員制度に移行するよというふうに、国のほうはもう指導されてるわけですね。当然として条例の整備を行うか、任用根拠の厳格化を求められているんですけども、そこのところ、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたい。

## 議 長（西 日出海 君）

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

ただいまの質問でございますけど、私としては、やはり今、非常勤職員ですか、200 人いるということで、やはり非常勤職員というのを減らすような努力をしなければならぬと。ただ、これをそういう法律的にその人たちを該当させるかというのは、今現在はなかなか難しいのではないかと考えてますし、やはりそういう非常勤職員の見直しについては、今後、やっぱり検討していかねばならないと考えてますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（西 日出海 君）**

2 番。

**2 番（阿部 豊 君）**

町長、私が言いたいのは、任用根拠を厳格化されてないがために、この特別職として任用されている。実態は何か、一般職じゃないですかという話なんです。労働者性の高い、結局、一般職非常勤職員として任用される方が、特別職非常勤として任用されている現実があるのではないかと。それは、強いて言えば、砕いて言えば、結局、そういった任用されているがゆえに、労働者として受けられる権利を受けられない状態が、目の前に起こっているのではないですかと。

結局、21 年の通知が徹底されないから、26 年で再度、出されてるんですよ、各自治体がその厳格化をしていないがゆえに、再度 26 年に出されてる。その間、国会でも佐々町という自治体名まで出てるんですよ、議論の中で。そこまで名指しされている佐々町、総務課長のほうからの答弁でもありました、日本一非正規の方が多自治体でありますよというのは、答弁でもいただいておりますので、佐々町が真っ先に、そういった厳格化を行って、現に働いていらっしゃる方々が、そのパフォーマンスを十分に発揮できるような労働環境を整えるというのは急務ではないかということで、御質問をしてるんですよ。

ここで私が調べさせていただいた部分については、教員や保育士など、一定の資格を有する職員を含めて特別職非常勤職員としてなることはおかしいと。本来、委員や顧問とか、そういった非専務的な役職の方々が特別職非常勤ということになることであって、任用根拠は、結局、地公法の 3 条 3 項なのか、22 条なのか、17 条なのかという話なんです。そこを厳格化して、法改正が云々という話ではなく、そもそも論として厳格化して、働いていらっしゃる方々が権利を受けられるような労働環境を整えるということは、法改正を待たなくしても行えることであり、行うべきではないかということで申し上げているんですよ、今度の条例の適用を受けられるように。

また、条例改正にそういった方々が適用を受けられるような環境を整えることは急務ではないかということで御質問をしている次第ですので、御理解をして御回答をお願いしたいと思います。

**議 長（西 日出海 君）**

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

この問題につきましては、確かに 21 年総務省通知、26 年も来ております。国においては、通知では進まないということを国はよく理解しておりますので、現在、通常国会にその明確化した内容の法律が出てくるんじゃないかというふうな話も、今、入って来ております。結局、

通知はしてるんですけども、法的にはっきりした、その解釈がありませんので、今のところの任用というのはだめだとは書いてありません。基本的には法律違反をしてるわけではありませんが、任用に当たって明確な部分がないがために、国は今回、改正しようというふうな動きがあるようでございます。

佐々町におきましては、職員に対する非正規の割合が日本一になったというふうなことで、先ほど言われた、数じゃありません、職員の数に対する割合でございます。

職員の数につきましては、類似団体 1 万人から 1 万 5,000 人の中で一番少ない自治体ということになっております。

この問題を解決するには、法律が改正されてまいりますので、その法律の内容を見ながら、うちのほうとしては検討していかなければならないんですけども、それと同時に、官から民へ業務を、官で行ってる部分で民ができるような業務があれば、民に出すというふうなことも、同時に検討していかなければならない状況になっております。

それと、正規職員の定数も、そのときどのようにするのか。実際は 121 の条例定数ですけども、現段階 100 人です。そういうふうな中で正規職員の定数も含めた中で、全体的な中で協議していかなければなりませんので、今回の改正において、その部分だけ改正するということは非常に難しいのではないかとというふうに考えて、このようにしております。

今回、やっても、またその法律が出てまいりますと、後戻りしなければならないというようなことも起こる可能性がありますので、法律の内容を確認しながら検討させて、検討じゃなく取り組ませていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

法改正がということでおっしゃられたんで、一部は理解するんですけど、一部はちょっと取り方的な部分で私と違うなというところがあるんですけども、この 21 年通知を受け、26 年の再通知というふうになってるんですけど、この通知を受けて、全国的には各地方自治体の臨時非常勤の任用根拠の見直しは、実際、行われているんですよ、法改正を待たずして。だめだとは書いてないとおっしゃられましたが、こうあるべきという具体的な指針はもう出されてるというふうに認識しております。

結局、もっぱら行政支援の業務に従事する専務的な非常勤職員の比重が高まって、この方々は特別職の性格との整合性に懸念が生じているというふうな解釈で、自治体がみずからその一般職非常勤職員制度導入に向けて開始されてるわけですね。業務の停滞も反対にない。その能力が最大限に発揮できるように、働きやすい環境を整備できてますよというふうな事案も伺っております。

法改正を待たずして、その現状の適切な任用根拠の厳格化を、担当、原課のほうからは取り組んで行くというふうな回答、ありました。町長のほうの取り組み姿勢を伺わせていただいて、終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これについては、先ほど総務課長からお話がありましたように、役場の職員が条例定数

で少ないということもお話は聞きました。しかしながら、これは行革のほうで減ってるわけですね、行革のほうできちっとやらなきゃいけないわけです、財政上の問題もあるわけです。職員をむやみに増やすことはできません。

それから、もう 1 つは、先ほどお話がありましたように、いろんなその任用、特に多いのは保育所とかいろんなもんが出てくるわけですね。だから、そういうことを今、整理しながら町としてやってるわけでございます。

そうしながらやって、今度はまた国が法律を改正するというところでございますので、その法律が改正があれば、きちっとした体制を取りながらやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

正規と非正規の職員のことについては 2 番議員が触れられましたので、私はそれ以外のところでちょっとお聞きしておきたいと思えます。

条例上のことなんですが、介護のところ、8 ページ中ほどに、これは条例としては 8 ページ中ほどに、公務の運営に支障があるというようなところ、制限事項みたいなものがあるわけなんですが、こういう条項があれば、介護休暇を必要とする職員にとっては、これが足かせになるのではないかというふうに思うんです。

それで、公務の運営に支障があると、ないように頭を働かせて、あるいは手立てを尽くして、環境を整えるというのが執行部の役割だと思うんですね。それが、この条例の改正が提案されましたけど、それとあわせて、介護休暇を必要とする職員が、取りやすいように、取得できやすいように、町の体制をどう整えるのかというのが、あわせて提案をされてしかるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、介護休暇の時間について、総務厚生委員会でもお尋ねしたんですが、時間は 1 時間単位ということでしたが、取りやすいということを考えれば分単位をするほうが、もっと取得がしやすいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

その 2 点と、あわせて、別に定数をいじる必要はありませんので、こういうふうに、介護を必要とする、休暇を必要とする職員が複数名出れば、やはり、その職務に対応して職員を増やさないといけないという体制が、どうしても必要だろうと。そうすると、正規の職員を雇用するということも考えないと、この条例そのものがせっかくの条例が絵に描いた餅になってしまうのではないかと。とりやすいような環境を整えるということは、一つのこの条例提案とあわせて今申し上げました、3 つ申し上げましたけども、そうしたことについて現状を改良する、改善するという提案はあってしかるべきではなかったかと思いますが、そういったのが検討されたうえでの、言ってみれば、そういったことについては配慮しないままに条例だけの提案になったのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

この部分につきまして、介護休暇、介護時間が、介護についての許可を出すっていう部分が育児と違うところでございます。今、質問なされたところがですね。基本的には、介護のほうに公務の運営に支障があるということで、許可しないこともできるというふうなことになる

おります。

今、育児休業で休まれている場合は、もう出てこれないんですけど、時間で 6 日間でしたか、取ることができませんけれども、その部分について支障があるからというふうなことで課長等が許可しないという事例を、まだ報告を受けておりません。

急遽、いきなり発生したという場合もあるかと思えますけど、そういう場合は緊急度の高い方から課内で複数出れば対応していかねばならないと思えますけれども、基本的には年休取得につきましても、休暇の取得につきましても、町のほうで断ったというふうなことは今までないと考えております。

今後、その部分につきましても、個人の権利をある程度尊重していこうというふうに思っております。

逆に公務に運営に支障があるということ、どういった場合ですかというのがなかなか想定しづらい状況で運営しているということをお理解いただければというふうに思っております。

それと、時間を分単位ということですけど、時間がとれる場合と分単位となりますと、なかなかそこらあたりの縛りがむずかしくなると。分単位でやりますと誤差が 60 秒になりますので、そこらあたりで取得される側も管理する側も厳しい状況になるのかなというふうに思いますので、時間単位ということになっているのではないかなというふうに私は思っております。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

育休と介護休暇が違うというふうなことおっしゃいましたけれども、私の考えとしては、育児休暇というのはそれなりに子供ずっと日々成長していくわけですから一定の目途がつきます。ところが介護の場合には目途がつきません。だから、介護休暇あるいは介護に従事せざるを得ない職員の皆さんっていうのは、実際は大変だと、育児休暇をとる方とはまた違って。そういう意味からいってら違いをすることよりも、私が申し上げたいのは、育児休暇であり、介護休暇あり、とりやすい環境を整えるということが、この条例整備あるいは法の趣旨だろうというふうに思うんです。その改正がどういうふうにとるようにしているのかっていうことを、この条例のバックを説明していただきたいということなんです。

だから、分単位は、管理上問題、なかなか難しいって言われるけども、管理の問題じゃなくて、職員の側が、取得必要とする側の職員にとって、取得しやすい利用しやすい制度にしないと、生きたものにならないんじゃないかということでお尋ねしているわけで、この条例そのものについてどうのこうのと、条例を豊かにするためには、そういう手立てが必要ではないかと申し上げているわけで、この判断はぜひ町長に答えていただきたい。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど総務課長からもお話がありましたように、公務の上に支障がある時間についてはということでお話がありました。これについては、私どもも、今総務課長が話したとおりでございます、やはり介護というのは、今から高齢者が増えてくるわけですね。そういう終わりが無い、際限がないということも仲村議員さんがおっしゃいましたけど、そういう私も思っています。

しかしながら、これを我々がこれをとるという職員のほうからお話があれば、それはすぐ許

可をしなければならぬのではないかと考えていますし、承認しないことが可能というのは、私としても考えていないわけでございます。

しかし、これをどうするかと、先ほど時間単位でということ私もお願いしました、思っております。これは分単位でなくて、やはり時間単位でしていただくのが、これは分単位ではなかなか厳しいのではないかと考えていますし、時間単位でしていただいて、後は職員間でどうするのかというのは、課長とかなんかでお話し合いながら人的な補充っていいですか、そういうことがあるんなら、やはりこまめにそういうことは対応していかなくちゃならないのではないかと考えていますし、やはり単位も時間単位でやっていただくのが一番ベストではないかと思っておりますし、分単位というのはなかなか、先ほど申しましたように厳しいのではないかと考えていますので、私どもは介護を職員さんがそういうことでしていただくっていうのは、我々もそう願っていますし、職員さんがとりやすいような環境というのは、私っていいですか、責任を持って我々がやっていかなくちゃならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の答弁で考えは一緒だということは受けとめられたんですが、答弁の中で1つだけかけていたところがあるかと思えますんで3問目をする次第なんですが、とりやすいような環境を整えるという意味からいけば、職務が当然、職員が欠けるということによって、職務がやるべき仕事がそういった意味で空くわけで。これまた非正規の職員で補充していくということになると、それこそ今検討されている法の趣旨からいっても、提案された条例趣旨からいっても、十分それに沿った形になっていないんで。条例はいじらなくていいんですね、定数条例の範囲内で今あるわけですから。それを状況に応じて職員を、しかも正規の職員を補充していくという発想、考え方はおありなのかどうかを念のため確認しておきたいと思えます。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

条例定数は 121 ですかね、121 ですけど、今から退職者の方が出られる場合の職員に継続的にやらなくちゃならないところも出てくるわけですね。それも定数条例に入ってくるわけですね。そういうことを考えていけば、やはり補充っていうのは大変我々も職員のほうもこれで補充人員を置いておくというのは大変いいわけでございますけど、やはり全体的な人件費総額っていうのを考えながらやらなくちゃならないということもあるわけでございます。

そういう中で、やはり人間を増やさなくちゃならない措置が出れば、そういう措置をしなければならぬわけでございますけど、現状はやはり今後どうするかというのは、やはり役場内で検討させていただいて、執行しなければならぬのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

賛成討論をします。

育児休暇、並びに介護の休暇について、それなりの前進、特に介護については見られる条例だというふうに判断いたしました。質疑の中で繰り返し申し上げましたように、介護休暇に限らず育児休暇も含めて、職員が働きやすいように、そして必要とする休暇がとりやすいような環境を整えていただくということを期待して賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第 3 号 佐々町地域交流センター条例制定の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 4、議案第 3 号 佐々町地域交流センター条例制定の件を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 3 号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

失礼いたします。議案 1 ページをめくっていただけますでしょうか。1 ページを見ていただけますでしょうか。

佐々町地域交流センター条例。

佐々町地域交流センター条例を次のとおり制定する。

第 1 条に目的とあわせまして施設設置についてをうたっております。目的のみ朗読させていただきます。

第 1 条地域交流の活性化、教育及び文化、スポーツの振興並びにコミュニティ活動の推進を図り、活力あるまちづくりに資するため、佐々町地域交流センターを設置する。

第 2 条におきましては、地域交流センターの名称と位置を示しておるところでございます。

第 3 条には、利用の許可ということで、利用者に対します許可条件を付しておるところでございます。第 3 項の第 1 号から第 6 号までということで、許可条件を示しております。

次は 2 ページをめくっていただけますでしょうか。

第 4 条利用権の譲渡等の禁止ということでうたっております。

第 5 条利用許可の取消し等ということで、使用の条件の変更、使用の停止、当該許可の取り消し、そういったものを第 1 項第 1 号から第 5 号までに示しておるところでございます。

第 6 条におきましては、使用料ということで、後で 4 ページ以降に出てまいります、別表に定めておるところでございます。これにつきましては、料金表につきましては、今現在の公民館の軽運動室、あるいは 2 階の集会室の面積を参照いたしまして設定をいたしましたというところでございます。

第 7 条におきましては、利用料の減免ということで、これにおきましては、佐々町文化会館を参照しておるところでございますが、この減免の対象等につきましては、規則の第 6 条のほうでうたっておるところでございます。ちなみに 3 分の 1、3 分の 2、全額免除というふうな捉え方でしておるところでございます。

それから、第 8 条使用料の不還付ということで、基本的に使用料は返還しないということを書いておるところでございます。第 1 項第 1 号から第 2 号まで示しておるところです。

第 9 条におきましては、原状回復の義務ということで、施設とか備品を原状回復ということで、これを基本としておるところでございます。

3 ページでございますが、第 10 条損害賠償の義務ということで、万一破損、滅失した場合は、現状に回復するということが、損害の賠償ということも載せておるところでございます。

第 11 条委任ということで、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるということしております。

附則、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4 ページをあけていただきますでしょうか。別表第 6 条関係ということで、施設使用料、冷暖房使用料、これにつきましては、コインタイマー式ということで、1 時間当たりの金額、ウ備品使用料ということで書いておるところでございます。

以上でございます。

## 議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

### 9 番（仲村 吉博 君）

地域交流センターの完成を喜ぶものでありますが、条例の提案がありましたが、問題があるということ指摘して答弁をいただきたいと思っております。

1 つは、利用の許可のことですが、今回の条例は、従来佐々町が持っておりました使用料条例に比較して特質とした条項があります。第 3 条第 3 項の特別に上げるとすると、4 号 5 号あるいは、場合によっては 3 号も含まれるでしょうか。

佐々町の条例規則を見てみたんです。公民館使用料条例、文化会館条例、都市公園条例、体育施設条例、勤労青少年ホーム条例並びに管理規則、図書館設置条例、福祉センター管理規則、総合福祉センター使用料条例、健康相談センター管理規則、健康センター管理規則、学童農園設置条例並びに管理運営規則、拾ったところ大体こういったところだろうと思うんですが、この中には、特定政党の利用、特定政党、特定の宗教を支持し云々の文言は一切ありません。いわゆる内心の自由に踏み込んだものを含んで許可条件に入れているとか一切ないんです、佐々町の条例の中に今まで。なぜこれを今回入れたのかと。それを説明していただきたいというこ

とであります。県内の幾つかの町も聞きました。びっくりしておられました。

さらに、新聞で見ましたけど、長与町では使用料そのものを取っていない、それが有料になるということで住民で問題になっているそうなんです、そういったことからいけば申し上げましたように、この条項をなぜ入れたのかということ、使用料を取らなくてもいい選択はなかったのかどうなのか。

地域交流センターということで、住民が自由に使えて、自由に利用できるという豊かな施設にするということからいけば、使用料を取らないという選択肢もあったんではないかというふうに思いますが、2点お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

まず、利用許可についてでございますけれど、私ども交流センターの位置づけについて協議をいたしまして、1つは文化会館的な施設、広く利用を認めるような施設にするのか、もしくは公民館的な施設、公民館の場合は社会教育法の24条の規制に従って設置された施設でございますので、社会教育法の対象となる施設でございます。

どちらで位置づけをするかということで考えたわけでございますけれど、第1条の設置の目的からすると、教育及び文化スポーツの振興、コミュニティー活動の推進等ということであれば、社会教育的施設ということで、例えば営利事業の制限であるとか、そういった制限を一定加える必要があるだろうということで、この利用の許可については、社会教育法に準じた記載としたところでございます。

また、利用料金については、他施設でも現在佐々町では徴収をしておるところでございますので、それに準じて交流センターについても受益者負担を一部求めていくということで、こういう利用料金も設定したところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、私がお尋ねしたことについてお答えいただいておりません。佐々町で今まで使用料を定めた条例規則の中では一切ない。なぜこれを入れたのかということなんです。上位法の云々とかの関係じゃないんです。よそから持ってきて、私は質問しよるわけじゃないんです。佐々町の条例規則を拾い上げて見て、見た結果どこにもないんです。それをなぜここで出すのかということなんです。文化会館の条例にもそれ書いてありません。公民館条例にも書いてないんです。あなた方は先例主義でしょ。前例のないことは基本的にしないでしょうが。それを前例に反して、しかも私の認識から言えば、憲法に違反する疑いがある条項を持つてくること自体が納得できないんです。なぜ持ってきたのかということをお聞きします。

それと社会教育法を言われましたけども、この社会教育法、主語は長はということですね。町長はこういったことをしてはならない、特定政党の利害に関する事業を行ってはならない。あるいは公私云々とか。あるいは公民館は特定の宗教を支持し云々と。これは町長は、あるいは自治体はこういうことをしてはならない、当たり前ですよ、憲法の趣旨からいけば。ところがこれは、今度の条例は逆です。町長はじゃないんです。町長はこういう使い方をするおそれのある町民を認めないということなんです。逆です、主語が。

だから、社会教育法が上位法にはならないんです。ですから、佐々町の今までの条例規則に従って見たところ、全く異質な許可条例になっている。なぜなのか。明確な答弁を求めたいということでお尋ねしているわけです。

議 長（西 日出海 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

佐々町の公民館設置条例には、社会教育法第 2 条の規定に基づき、本町に公民館を設置するという第 1 条がございます。ですから、当然公民館の場合は社会教育法が適用される施設ということで、現在も実際運営をしておるところでございます。ですから、本町の条例の中には明文化してはありませんが、社会教育法が適用されているという解釈がなされておるところでございます。

今回、交流センターの位置づけについては、先ほど申し述べましたように、やはり社会教育的施設ということでやっていかなければ、営利団体そういったいろんな使用について、一定の制限を加える必要があるかということで、こういう許可ということで記載したわけでございます。

それから、なぜ町長かという御質問でございましたが、社会教育法では、主語が公民館はという記載になっております。ですから、公民館はということであれば、これは設置者とか運営者の意思に関係なく、公民館であるならばこういうことについては支援、指示等をしてはならないというふうに読みとることができるわけでございます。

先ほど、社会教育的施設というふうな表現をいたしましたけれど、完全に社会教育法にのっとるだけではなくて、例えば利用者の便宜を図るような食堂、喫茶室を現在それを予定しておるわけではございませんけれど、そういったことについては、設置者の民意を代表する町長の判断ということを仰げば可であるという考えをもって、町長はという表現をしたわけでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いえいえ、私だから社会教育法云々とか言われるけど、直接的には上位法じゃないということ、今言われたことですよ。だから、そういった答弁をされるだろうということはわかった上で、佐々町の条例規則を調べましたと 1 問目から言っているじゃないですか。先例をたつとぶ、前例の逸脱することはしないというのがあなた方のやり方でしょ、今まで。それ否定するんですか。このことによって否定することになるんですよ。

だから、私は聞いているのは、とにかく佐々町の条例規則に、私に言わせれば反することをしてまで、こういう地域交流センター条例の許可条件にしたのかということだけを聞いているんです。

だから、地域交流センターの性格からいえば、利用の許可は第 3 条の 3 項の 1 号と 2 号と 6 号でいいじゃないですか。ほかの条例は、みんなそういうふう書いてありますよ。

申し上げますけどもね、詳細に調べた上で申し上げているんですよ。この場限りの答弁はやめていただきたい。教育長はそういう答弁なされる人とは思ってもみなかったんですけど。もう少し真摯に答えていただきたいというふうに思います。最後になりますので答弁を求めます。

議 長（西 日出海 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

確かに、佐々町公民館設置条例の中には明文化した部分はありません。しかし、あくまでも繰り返しになりますが、社会教育法の適用を受けると。そういった中で地域交流センターの条例の中には、それを明文化しないと社会教育的施設ということが明確にならないということで、前例主義といいますか、前例としては公民館に適用されている部分を明確に明文化したというふうに、私ども整理をしておるところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、どうぞ。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

まず、1 ページ、第 1 条、これ設置じゃなくて目的じゃないですか。先ほどの説明もずっと目的、目的とおっしゃられたから、設置じゃなくて目的がふさわしいのではと認識したんですけど。

あと、先ほどの質問で、議論で聞いていたんですけど、さまざまな施設があると思います。管理をされている。社会教育施設はほかにはないんですか。公民館はもちろん社会教育施設だと思うんですけど、ほかの部分での社会教育施設としての設置ではないってということで認識すればよいのか。先ほど来から議論があっけていますけども、その確認をさせてください。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

社会教育法に基づく社会教育施設は公民館だけでございます。それから、先ほどの設置を目的じゃないのかということでございますが、設置と書いたり、設置及び目的とか、いろいろ書きぶりがいろいろございます。今回は設置という形で出ささせていただいております。ほかの自治体も設置というところも多々ございます。文化会館条例におきましては目的及び設置というふうな書きぶりはあっておりますけれども、今回設置という形で出ささせていただいた次第でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかは、2 番。

2 番（阿部 豊 君）

わかりました。設置ですね。

結局、今の先ほどの説明ですけども、公民館はもちろんのこと、その社会教育施設、上位法の適用を受けるんでそのままですと、あと佐々町が管理している施設がさまざま条例で、9 番議員さんがおっしゃられましたけど、そういったものは全て社会教育施設ではないと。今回の地域交流センターについては、社会教育施設としての位置づけをさせるため、使用許可の

3 条の 6 項目のうちのポイント的な部分が増えているんですよということで理解すればよいのかの確認だけ最後。

議 長（西 日出海 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申しわけありません。私が社会教育的施設をという表現をいたしました、いわゆる社会教育法が適用される施設ということになれば、一番最初に申しました、公民館的な施設ということになります。申しわけありませんでした。社会教育施設全般を指すものではございません。社会教育法が適用される施設は公民館だけというふうに御理解いただければと思います。申しわけありませんでした。

議 長（西 日出海 君）  
あと 1 回、どうぞ。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

では、ほかの施設は社会教育施設ではないということで、認識すればよろしいんですか。

議 長（西 日出海 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すいません、また不十分だったようですが、社会教育法を適用される社会教育施設というのが公民館ということであります。ですから、ほかのいろんな施設があるわけですが、それは社会教育施設という位置づけになります。  
以上です。

議 長（西 日出海 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すみません、失礼いたします。社会教育振興事業とかということで、教育費の中にも目がございますように、体育館、住民総合センター、町民体育館、こういったものは社会教育施設ということで認識しているところでございます。だから、社会教育法に基づく規制がある公の施設としましては公民館ということで理解しておるところでございます。

議 長（西 日出海 君）  
ほか、4 番。

4 番（永安 文男 君）

2 点ほどお尋ねいたします。所管事務調査でもお話は出たんですけども、まず 11 条に規則の委任が書いてございますけれども、この規則の中で、閉館時間が 10 時というようなことで、いろいろこういうふうな施設関係の、退所された後の問題について近隣の方に迷惑がかかるような話も伺いますので、その辺の管理関係。

それからもう 1 つ前の道路の広くなっているところ、今回歩道というふうな問題もあったんですけども、そこに車をたくさんとめられるという状況が発生しはしないかという心配がございますので、その辺のことをどのように所管として考えて対応していかれるというふうに考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

退館時間につきましては、規則のほうで定めております。閉館時間が夜は 10 時ということになっておりますので、委員会の中でも御指摘がありましたように、近隣の住民の方に大声で騒いでいる利用者も、これまで苦情があったという経過もございますので、それにつきましては管理人がきちっと施錠して帰るといこともございますので、速やかに帰宅をしていただくということで指導していただくようお願いをしたいというふうに考えております。

車の停車につきましては、当然車の通りは多いわけでございますので、こちらといたしましても管理人のほうで周囲を巡回して、利用者のほうには促していきたいと、移動を促してきちっとした駐車場のほうにとめるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

これから管理の問題大変でしょうけども、十分対応していただくようお願いしたいと思います。

駐車場不足の関係もあるんですけども、道路に、この前のジョギングフェスティバル等において承知されていると思いますけれども、やはりあそこのフェンスの横にはかなりの車がとまっておったという状況もありますので、今からその利用者が増えると増やすという方針で対応されると思いますので、そこら辺の管理、十分お願いしたいと思います。

それから、中学校の下校時、お迎えに来られるときがあったりが、公民館、それからそこらあたりの車どめをされると思いますけれども、この前教育長の話では、中学校のほうから指導をされたという話を伺いましたけれども、中学校の先生が 2 回ほどあそこに来られて、そういうような御父兄、皆さん方には対応されたと思いますけれども、学校内でのそういうふうな問題等もやはりモラルの問題と言われてしまえば後大変なんですけど、事故が起きてからでは遅いと思いますので、その辺のとこ十分注意しながら対応していただきたいというふうをお願いをいたしまして終わります。

議 長（西 日出海 君）

ほかないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質疑のときにも申し上げましたけども、反対討論いたします。

1 つ、なんか大事なことがぬかっているんじゃないかということで、公民館を条例の一番最

初、公民館の施設を、ちょっと待ってください、こういう条例がありますよね。佐々町が設置した公の施設の使用制限に関する条例、明確にあるんです。だから、公民館云々じゃなくて、大きく佐々町が建設した施設の整備に関する条例には、今出されたようなことは一切ないんです。読みます。

使用の不許可、第 2 条、佐々町が設置する公の施設の管理者（以下「施設管理者」という）が当該公の施設の使用が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある、組織の利益になると認めるときは、その使用を許可しない。基本的にはこれですよ。公の施設が許可制限、不許可のことを受けるときは、不許可のある状況を出すときは、だからこれが一番、上位法、社会教育法しきりに言われるけども、佐々町における条例上の順位からしたらこれがトップでしょ。

議 長（西 日出海 君）

反対討論を。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

ごめんなさい、それが 1 点目の反対討論です。

それから 2 点目、公民館を引き継いだかのごとく言われるけども、現行のこういう公民館の使用条例には、これに該当するあれはありません。

それから、社会教育法にのっとなって言われたけども、これは公民館が主語です。そして、公民館が先ほど言われましたけれども、政党とか宗教の指示とか応援をしてはならない、これは憲法 20 条からいって当然のことです。

ところが、今度の条例は、町長は特定の政党の利害に関する云々、特定の宗教支持し云々、これは先ほど言いましたように、内心の自由に踏み込んだ否定です。憲法には 19 条に思想及び良心の自由はこれ侵してはならないと。これは行政の長といえども、これはしてはならないと思います。集会、結社、言論、出版、その他一切の表現の自由をこれを保障する、第 21 条明確に書いてあります。私はこれに違反すると思います。

以上、3 点から今度の条例を制定することに反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第 3 号 佐々町地域交流センター条例制定の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

— 日程第 5 議案第 4 号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、議案第 4 号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少の件を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 4 号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

それでは、中身を説明いたします。

先ほども提案理由にありましたが、南高北部環境衛生組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する団体に変更が生じるためということで、現在 13 市町 5 一組、全部で 18 団体です。これが 13 市町 4 一組、全部で 17 人団体が減少するというございます。

それでは、議案のページをめくっていただきまして、長崎縣市町村行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約、長崎縣市町村行政不服審査会共同設置規約（平成 28 年長崎縣市町村行政不服審査会規約第 1 号）の一部を次のように変更する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。表の中ですけれども、南高北部環境衛生組合が削除されております。

以上、説明を終わります。

議 長（西 日出海 君）

これより、質疑に入ります。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 4 号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 6 議案第 5 号 道路認定変更に関する件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 6、議案第 5 号 道路認定変更に関する件を議題とします。執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 5 号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

添付しております 1 枚の図面をごらんいただきたいと思えます。

先ほど説明がありましたとおり、変更前後ということで、まず青で示しておりますのが変更前でございます。赤で記しているものが変更後になります。

起点は変わりませんが、ちょうどライスセンターの前の踏み切りのところ、県道佐世保鹿町線から接続しているところが起点となっております。変更前は、ちょうど 1 年前に羽恵崎線の変更をしましたが、羽恵崎線に接続するところまでが終点となっております。

変更後は、トンネルを抜けまして、都市計画街路棚方崎真申線に接続するまでの部分を町道として管理することとなっております。延長は、変更前が 998 メートル、変更後は 1,423 メートルということで、延びることになります。

現在、県のほうにおいて都市計画街路棚方崎真申線の工事の中でトンネル工事をメインとした工事を進めておられます。3 月までの供用開始を目標に進めてこられましたけれども、トンネル工事の中で予定どおりになかなか進まない状況がございましたので、関連しまして、トンネルの前後の道路の整備、特に小浦浜線の改良につきましては、3 月までが完了が難しいということで、大体、県の説明によりますと、8 月の夏ごろくらいまでには、一応完了が見込まれるということで、そういう状況となっております。

そういったことで、認定変更が必要となりますので、今回御提案しております。よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑に入ります。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この道路の認定変更というのは、従来の道路の認定変更とは、ちょっと質的に異なるかと思えます。

この半島の下にトンネルが入っているわけですが、トンネルも赤線が入っているんで、維持管理、全て責任は町になります。そうすると、トンネルについての、これだけの長さのトンネル、これだけの規模のトンネルについて、町は維持管理するための技術的な積み上げは、今、持っているのでしょうか。ないとしたら、これから技術者も養成しないといけないし、それ相応の、もう 30 年、40 年あるいはそれ以上もたせるには、それなりの毎年のメンテナンスも

必要だろうと思うんですが、費用とか技術者の養成のために、人を増やさないといけないだろうと思います。研修もしないといけないだろうし。そういったことの計画はあった上での町道変更なんでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。おっしゃいますように、県の施工で、今後、町が管理していく物件となりますけれども、当面の維持管理費用といたしましては、その確認をとっておりますけれども、トンネル内の照明の電気料というのは、もう即、供用開始を受けますと私どもの負担になってまいります。そこは当然、予算のほうにお願いしていかなければならないことでございます。

それと、当然おっしゃるように、トンネルにしても橋梁にしても、全てそうですけれども、定期的な点検とか、それは制度にのっとって進めていくことになろうかと思えます。それは順次、既に県のほうは、トンネルはかなりたくさん施工されて管理をされておられますので、そういった機関のほうにお尋ねをしながら、適切に管理を、費用が必要であれば、その時点でお願いをしていくこととなります。

当然、トンネルの管理につきましては、新たな、これまで管理をすることが当然なかったもので、今回から新たに生じるわけですが、そういった技術的な研修とかには、今後、積極的に対応しながら育成を図っていく必要があると思えます。人員体制の問題については、増員が必要かどうかの判断は、私のほうでは、今、判断できませんので、今後、状況を見て判断されていくものと思えます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今、最高技術でもってつくられたトンネルが、壁の崩落によって人身事故を起こすとか、いろんな事故が起きているわけですが、経年劣化するのも当然ですから、そういったことからいったら、日常的な目視なり、それ以外の方法、よく知りませんが、そういった方法でもってやらないといけない。そうすると、目視とかなんとかっていうのは、基本的には技術者が手にする技術、経験が必要だろうと思うんです。

そのためには、移管したからっていつ、すぐにそれができるというふうにはならないかと思うんですが、先ほども、7月か8月の先の話のようなことを言われたんですが、それまでに、少なくとも日常的な点検をするという人は、もう既に用意しておかないといけないだろうというふう思うんで、そのあたりについて体制を準備し、整えておられるのかということで質問したつもりなんです、その緊急、目の前の問題ですので、それについての要請等についての計画あるのかないのか、お尋ねをしているところなんです。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。必要な研修は、今後、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

既にトンネルの点検については、西九州道の弓張トンネルが、距離が長いのが国交省でつくられておりまして、ちょうど年明けか年末かどちらかだったと思います。国交省のほうが、定期点検のため、夜間通行どめをして点検をされておられまして、ちょうどその点検中に、私どもの職員 2 名、研修に、国交省の配慮で参加をしてくださいということだったので、点検等の研修にも参加させていただいております。

そういったことで、極力、技術的にしっかりしたものを身につけていくために、いろんな研修に参加をいたしまして、そういう技術力を上げていくように対応したいと思っています。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

すいません、基本的なことでお伺いします。

道路認定変更に関する件で議案が上がってくる際は、完成前に認定変更が上がってくるのかというのが、ちょっとわからなかったんで、それと、結局、用地の帰属とその土地の地番とか何も入らない、結局、いただいているのは、この町道小浦浜線の、この資料としていただいているもので延長等追加という情報が入っているんですけど、極端な話、地番も何も入ってなければ、どっからどこまで認定したとかのわからんわけですよ。全然、何も変更前と変更後と、起点、終点、何ら変わらんわけですよ。はっきり言えば、議案的には。

これが当たり前なのかという認識が、私自身、ちょっと理解ができない部分がありましたので、そうですよということでは、これが当たり前なのかという点で、その確認をさせてください。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

まず第一点は、完成前に認定が必要なのかということですが、これは、既にできている民地といいますか、そういった道路については認定する場合も、たまにはあります。

ただ、その道路をつくる際は道路認定をしないと、その起業するという、その初動になりませんので、これは、やはり新たな道路を計画する場合は、まず認定をして、そして施工、その用地買収なり計画を練ってやっていくという手順ですから、これは今の時期に認定をお願いするのは相当だと思っています。

それと、この表示の仕方ですが、従来からこういった表現でしておりますので、ただ、おっしゃるように起終点が変わらないような変更もあるかと思います。今回は、たまたま終点が変わっておりまして、こういった表現になっておりますけれども、こういう表現でこれまでできておりますので、当然、供用開始をしたりとか、区域を告示する際には、おっしゃるように地番まで入りますので、その点はちゃんと台帳等は整備することになっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

結局、認定するときは地番とかは入らなくてもオーケーだと。でも、議決をするほう側から

すると、どこまで認定してからオーケーしたのかというのが、後々、延長も、今、出とるとで変更があれば、また再度の議決になるのか、そこんところが具体的な部分が見えなかったんで、その認定はしました、延長は変わったけれども、認定しておる議決の内容については、ほぼほぼ変わりがないからオーケーということで進んでいくのが当たり前ということで理解すればいいのか、再度、質問させていただいて終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）  
建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。この議案の形から行きますと、具体的に距離が何メートルとか、面積が何平米というようなどころまではありません。ただ、これにつけております参考の図面で、こういった形で変更になりますというようなことで御理解をいただくために、こういった図面をつけておりますので、そのように御判断をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）  
ないようですので、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第 5 号 道路認定変更に関する件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより休憩に入ります。午後 1 時より再開いたします。

（11 時 44 分 休憩）  
（13 時 00 分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、議案第 6 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 8、議案第 7 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 9、議案第 8 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 10、議案第 9 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 11、議案第 10 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 12、議案第 11 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 13、議案第 12 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 14、議案第 13 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 15、議案第 14 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 16、議案第 15 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 17、議案第 16 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 18、議案第 17 号 佐々町農業

委員会委員の任命について同意を求める件、日程第 19、議案第 18 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、以上 13 件については、関連がありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号から議案第 18 号までの 13 議案は一括議題といたします。

町長が各かがみの全てを朗読終了後、担当課が説明をお願いします。

— 日程第 7 議案第 6 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 7、議案第 6 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 6 号 朗読）

— 日程第 8 議案第 7 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 8、議案第 7 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 7 号 朗読）

— 日程第 9 議案第 8 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 9、議案第 8 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 8 号 朗読）

— 日程第 10 議案第 9 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 10、議案第 9 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 9 号 朗読）

— 日程第11 議案第10号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 11、議案第 10 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 10 号 朗読）

— 日程第12 議案第11号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 12、議案第 11 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 11 号 朗読）

— 日程第13 議案第12号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 13、議案第 12 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第12号 朗読）

— 日程第14 議案第13号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 14、議案第 13 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 13 号 朗読）

— 日程第15 議案第14号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 15、議案第 14 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 14 号 朗読）

— 日程第16 議案第15号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 16、議案第 15 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 15 号 朗読）

— 日程第17 議案第16号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 17、議案第 16 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 16 号 朗読）

— 日程第18 議案第17号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 18、議案第 17 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 17 号 朗読）

— 日程第19 議案第18号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 19、議案第 18 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 18 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

議案の朗読は終わりました。執行の説明を求めます。産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

少し概要を御説明をさせていただきます。

今回の農業委員会の委員の任命に当たりまして、募集を行っております。募集期間が 29 年 1 月 4 日から 2 月 7 日までの募集を行っております。その募集の中での応募状況ですけれども、農業委員 13 名の推薦をいただいたところでございます。

選考状況ですけれども、評価委員会を平成 29 年 2 月 20 日に開催をさせていただいております。評価につきましては、13 名の選考に当たりまして、年齢、職業、経歴、農業の経営状況、認定農業者の有無、推薦人、推薦団体及び推薦の理由、以上を総合的に検討させていただきまして、13 名全員を適として町長のほうへ評価委員会のほうから報告をさせていただいたところでございます。

町長のほうで、今回こういった議案の提出となったところでございます。

参考のために、今回の今、御提案させていただきました 13 名ですけれども、今回、国の要件として過半数が認定農業者であること、それから 1 名の利害関係者以外を、いわゆる第三者を入れることということでの要件がございました。そこも踏まえてですけれども、認定農業者が 13 名中 7 名ということになっております。利害関係者を 1 名入れることができっております。また、国の要請として女性または若い農業者を入れるというふうなこともございました。女性が今回 2 名、若い方というのが一応 50 歳未満という要件といたしますか、そういうことでございましたので 50 歳未満は 4 名ということでございます。

以上、概要を報告させていただきます。

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し直ちに採決します。

議案第 6 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 7 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 8 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 9 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 10 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 11 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 12 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 13 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 14 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 15 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 16 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 17 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第 18 号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第 20 議案第 19 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第 6 号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 20、議案第 19 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 19 号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

では、1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正から朗読説明をさせていただきます。

1 款町税、補正額減額 176 万 7,000 円、計 15 億 4,691 万 2,000 円、1 項町民税、補正額減額 129 万 9,000 円、計 7 億 370 万 8,000 円、2 項固定資産税、補正額減額 50 万 8,000 円、計 6 億 8,160 万円、3 項軽自動車税、補正額 4 万円、計 4,260 万 4,000 円。

11 款分担金及び負担金、補正額 94 万 8,000 円、計 1 億 2,810 万円、1 項負担金、補正額 94

万 8,000 円、計 1 億 2,699 万 9,000 円。

12 款使用料及び手数料、補正額 390 万円、計 2 億 457 万 6,000 円、1 項使用料、補正額 318 万円、計 1 億 6,380 万円、2 項手数料、補正額 72 万円、計 4,077 万 6,000 円。

13 款国庫支出金、補正額減額 707 万 6,000 円、計 7 億 4,015 万 7,000 円、1 項国庫負担金、補正額 132 万 2,000 円、計 4 億 8,202 万 9,000 円、2 項国庫補助金、補正額減額 835 万 9,000 円、計 2 億 5,558 万 9,000 円、3 項委託金、補正額減額 3 万 9,000 円、計 253 万 9,000 円。

14 款県支出金、補正額減額 102 万 4,000 円、計 4 億 4,660 万 6,000 円、1 項県負担金、補正額 91 万 9,000 円、計 2 億 5,671 万 7,000 円、2 項県補助金、補正額減額 284 万円、計 1 億 5,752 万 4,000 円、3 項委託金、補正額 89 万 7,000 円、計 3,236 万 5,000 円。

15 款財産収入、補正額 336 万 7,000 円、計 2 億 1,531 万 2,000 円、1 項財産運用収入、補正額 258 万円、計 3,708 万円、2 項財産売払収入、補正額 78 万 7,000 円、計 1 億 7,823 万 2,000 円。

16 款寄附金、補正額 301 万 9,000 円、計 2,002 万 1,000 円、1 項寄附金、補正額、計ともに同額でございます。

17 款繰入金、補正額減額 2,530 万 1,000 円、計 3 億 3,458 万円、2 項基金繰入金、補正額減額 2,530 万 1,000 円、計 3 億 3,457 万 5,000 円。

19 款諸収入、補正額 92 万 8,000 円、計 6,253 万 6,000 円、1 項延滞金加算金及び過料、補正額 85 万円、計 185 万円、4 項雑入、補正額 7 万 8,000 円、計 6,038 万 8,000 円。

20 款町債、補正額減額 2,960 万円、計 4 億 3,550 万円、1 項町債、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、補正額減額 5,260 万 6,000 円、計 62 億 6,271 万 5,000 円。

3 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、補正額減額 169 万 2,000 円、計 8,011 万円、1 項議会費、補正額、計ともに同額でございます。

2 款総務費、補正額減額 4,487 万 2,000 円、計 5 億 9,994 万 1,000 円、1 項総務管理費、補正額減額 4,230 万円、計 4 億 9,225 万 5,000 円、2 項徴税費、補正額減額 221 万 8,000 円、計 6,677 万 1,000 円、3 項戸籍住民基本台帳費、補正額減額 21 万 4,000 円、計 2,848 万 1,000 円、4 項選挙費、補正額減額 14 万円、計 888 万 4,000 円。

3 款民生費、補正額減額 1,029 万 9,000 円、計 16 億 8,926 万 3,000 円、1 項社会福祉費、補正額減額 1,025 万 8,000 円、計 8 億 7,161 万 5,000 円、2 項児童福祉費、補正額減額 4 万 1,000 円、計 8 億 1,707 万 2,000 円。

4 款衛生費、補正額減額 1,893 万 6,000 円、計 6 億 4,993 万 9,000 円、1 項保健衛生費、補正額減額 607 万 6,000 円、計 3 億 7,034 万 1,000 円、2 項清掃費、補正額減額 1,286 万円、計 2 億 7,309 万 9,000 円。

6 款農林水産業費、補正額減額 82 万円、計 1 億 9,581 万 4,000 円、1 項農業費、補正額減額 40 万 6,000 円、計 1 億 9,291 万 1,000 円、2 項林業費、補正額減額 41 万 4,000 円、計 270 万 3,000 円。

7 款商工費、補正額減額 2,047 万円、計 3,491 万 9,000 円、1 項商工費、補正額、計ともに同額でございます。

8 款土木費、補正額減額 5,469 万 1,000 円、計 10 億 6,985 万 1,000 円、1 項土木管理費、補正額 37 万 6,000 円、計 6,864 万 8,000 円、2 項道路橋梁費、補正額減額 751 万 7,000 円、計 3 億 885 万 2,000 円、3 項河川費、補正額減額 318 万 6,000 円、計 5,102 万 6,000 円、5 項都市計画費、補正額減額 2,675 万 1,000 円、計 5 億 8,181 万 2,000 円、6 項住宅費、補正額減額 1,761 万 3,000 円、計 5,838 万 5,000 円。

9 款消防費、補正額減額 676 万 8,000 円、計 1 億 9,061 万円、1 項消防費、補正額、計ともに同額でございます。

10 款教育費、補正額減額 1,368 万 5,000 円、計 5 億 7,663 万 9,000 円、1 項教育総務費、補正額減額 135 万 4,000 円、計 9,142 万円、2 項小学校費、補正額減額 809 万 7,000 円、計 1 億 5,498 万 7,000 円、3 項中学校費、補正額減額 137 万 4,000 円、計 7,363 万 7,000 円、4 項幼稚園費、補正額減額 30 万 6,000 円、計 8,110 万 1,000 円、5 項社会教育費、補正額減額 186 万 9,000 円、計 1 億 1,925 万 8,000 円、6 項保健体育費、補正額減額 68 万 5,000 円、計 5,623 万 6,000 円。

11 款災害復旧費、補正額減額 24 万 4,000 円、計 2,585 万 6,000 円、1 項公共土木施設災害復旧費、補正額減額 24 万 4,000 円、計 1,025 万 7,000 円。

13 款諸支出金、補正額 1 億 1,926 万円、計 5 億 7,510 万 1,000 円、1 項基金費、補正額、計ともに同額でございます。

14 款予備費、補正額 61 万 1,000 円、計 6,933 万 4,000 円、1 項予備費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正額減額 5,260 万 6,000 円、計 62 億 6,271 万 5,000 円でございます。

5 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費補正ということで追加で 5 件計上させていただいております。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、庁舎喫煙所整備事業ということで、今回の補正予算に計上させていただいております歳出予算額全額の繰越を計上させていただいております。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、事業名、通知カード・個人番号カード関連事務交付金ということで、平成 28 年度の年割額全額を繰越明許費で計上させていただいております。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、町道小浦浜線上下水道管移設補償事業ということで、これも 265 万円ということで、県工事の遅れに関する繰越明許費の計上でございます。

10 款教育費 5 項社会教育費で 2 本、図書館多目的倉庫設置事業とサンビレッジさざ多目的倉庫設置事業ということで、12 月に補正予算計上させていただいた事業で 4 月に繰り越す恐れがあるものということで計上させていただいております。

6 ページは、第 3 表債務負担行為補正ということで、廃止を 2 件計上させていただいております。

まず、LGWAN 関係機器リース料ということで、平成 29 年度から平成 33 年度までの限度額 127 万 5,000 円を本年度の当初予算で計上させていただいております。これにつきましては、全減ということで、機器更新のリース料として計上してはありますが、システムの改修で対応することが可能というふうなことになりましたので全減させていただいております。

次の LGWAN セキュアゲートウェイサービス関係機器リース料も同様に 29 年度から平成 33 年度までということで、本年度当初予算で 231 万 4,000 円計上させていただきましたが、同様の理由で全て廃止とさせていただいております。

次、7 ページをお開きください。

第 4 表、地方債補正、これは変更分を 2 件お願いしております。いずれも事業費の確定による減額でございます。

まず、公共事業等債ということで都市再生整備計画事業、これは地域交流センターに係るものがございます。補正前が限度額 1 億 6,920 万円でしたが、補正後 1 億 4,270 万円ということで、2,650 万円の減額をさせていただいております。

次に、学校教育施設等整備事業債ということで、これは佐々小学校屋上防水事業でございますが、補正前 2,390 万円のを補正後 2,080 万円ということで 310 万円の減額をさせていただいております。

8 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書でございますけども、1 の総括につきましてはそれぞれ割愛をさせていただきまして、2 の歳入のほうから金額の大きいものを中心に御説明させていただきたいというふうに思います。

11 ページをお開きください。

5 目土木使用料で、2. 住宅使用料が 300 万程度計上させていただいておりますけども、公営住宅使用料の決算見込みによる増ということで増額補正をさせていただいております。

それから、13 ページをお開きください。

一番上に国庫支出金の 2 目民生費国庫補助金でございますけども、13 ページの一番上に臨時福祉給付金給付事業費補助金（経済対策分）とございます。これは 10 分の 10 の補助金でございますけども、交付決定の減等によりまして減額の 423 万ということで補正をさせていただいております。

それから、この 13 ページの下の 4 目土木費国庫補助金でございますけども、これも事業実績見込みによる減ということで、住宅費補助金を 388 万 7,000 円減額させていただいております。主に社会資本整備総合交付金公営住宅整備事業、あるいは民間住宅性能向上等事業などに係る減額でございます。

それから、16 ページをお開きください。

15 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金ということで 226 万円、補正を組ませていただいておりますが、これは債券運用によりますものが大きゅうございまして、225 万円を財政調整基金の利子ということで収入とさせて計上させていただいております。

それから、歳出のほうにまいります。

22 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費ということで、15 節に工事請負費、減額 149 万計上させていただいておりますが、町内バス停の施設改修工事及び役場裏駐車場トイレ解体工事につきましては、実績に伴う減額補正をさせていただいております。しかしながら、庁舎喫煙所の整備工事ということで、今回 3 月補正で新たに予算を計上させていただいております。この分につきましては先ほど繰越明許費のほうで御説明したとおり、全額繰越をさせていただきながら、早急な執行があるために今回補正をさせていただいたという動きでございます。

それから、このページの中段でございます 3 目財産管理費委託料で減額 1,230 万円、ちょっと大きゅうございますけれども、説明欄でございますとおり町有地分合筆測量業務委託料ということで、1,200 万減額をさせていただいております。ここにつきましては、小浦の工業団地付近の分筆、測量を行う予定でございましたけれども、建設課所管の道路関連事業のほうで対応をするというような形になりましたので、全額減額をさせていただいております。

それから、この下のまた最後の部分でございますけども、5 目の広報防災費ということでメール配信等接続システム使用料ということで減額 121 万 5,000 円、減額させていただいております。これは企画のほうの事業でございますけども、総合防災システムの完成と合わせてメール配信接続システムをつくり、その使用料ということで 9 カ月分を計上しておりましたけれども、システム自体は構築いたしましたけれども運用開始が本年 4 月からという形になりましたもので、申しわけございませんが、皆減させていただいております。

それから、23 ページをお開きください。

13 目の地域おこし協力隊事業費ということで、まず報酬など大きく減額をさせていただいておりますけれども、本年度採用の地域おこし協力隊員を当初の予定では 8 カ月分は報酬等を計上させておりましたけれども、実際の採用が 2 月 1 日からということで、2 カ月間の歳出に充てるっていう形になりましたので、その分を減額をさせていただいております。

それから、26 ページをお開きください。

大きいものでいきますと、3 目の老人福祉費に負担金、補助金及び交付金ということで、高齢者小規模住宅改修助成事業補助金ということで 315 万 3,000 円ということでございますが、これも実績の見込みということで減額補正をさせていただいております。

このページの一番下でございます臨時福祉給付金事業費の経済対策分でございますけれども、これは対象者が減というふうになったということで 423 万円の減額、これもさせていただいております。

それから、29 ページの 4 款衛生費 2 項清掃費の 2 目じんかい処理費でございますけれども、需用費が減額の 1,296 万ということで計上させております。大きくは決算見込みによるものでございますけれども、説明欄でございますとおり燃料費、光熱水費、修繕費が記載のとおり減額になってございます。

それから、31 ページをごらんください。

7 款商工費 1 項商工費の 3 目創業支援事業費ということで、14 節の使用料及び賃借料及び 19 節の負担金、補助及び交付金ということで、空店舗等活用事業分店舗等賃借料、それから創業支援関係補助金ということで、事業の執行の関係上、減額をさせていただいております。

それから、次のページの 32 ページですけれども、これも 6 目の窯体験施設管理費ということで、窯体験施設の改修工事、屋根、外壁の改修を予定しておりますけれども、見直し等によりまして皆減をさせていただいております。

それから、34 ページをお開きください。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目都市計画総務費につきましては、繰出金でございますけれども、公共下水道事業特別会計繰出金の特別会計の補正予算ということで事業費に伴う減額がございますので、その繰出金の 1,000 万円を戻させていただくという状況でございます。

それから、この下の最後でございます、3 目都市再生整備計画事業費ということで、委託料及び工事請負費、これは地域交流センターに関係するものでございますけれども、実績見込みということでそれぞれ減額補正をさせていただいております。

それから、次のページ、35 ページにまいりまして、8 款土木費 6 項住宅費の 1 目住宅管理費で 19 節に負担金、補助金及び交付金で 700 万円ほどの減額補正をさせていただいておりますけれども、主に説明欄の下でございます 3 世代同居・近居促進事業補助金、減額 400 万ということで申請がないような状況でしたので皆減という状況になっております。

その次のページの 36 ページですけれども、9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費につきましては、広域消防事務負担金の負担金額の確定によりまして 420 万円ほどの減額補正をさせていただいております。

それから、最後に 42 ページになりますけれども、13 款諸支出金 1 項基金費ということで、まず財政調整基金につきましては、先ほど収入のほうでも御説明いたしましたとおり、債券運用分の運用分の利子積立ということで 225 万円を補正させていただいております。

それから、8 目の公共施設整備基金費につきましては、今回の減額補正で各工事の各施設整備事業の執行残等が出てまいりましたので、それに充てる予定にしておりました公共施設整備基金費、ここをまた戻すということで 1 億 1,700 万円積み立てるというふうな整理をさせていただいております。

予備費につきましては、歳入歳出の調整ということで 61 万 1,000 円計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

各課長から説明があれば許可をします。ないですか。教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

失礼します。企画財政課長から説明ございましたが、5 ページでございます。第 2 表の繰越明許費補正でございます。

10 款の教育費、5 項の社会教育費の中で事業名 2 つ、図書館多目的倉庫設置事業、サンビレッジさざ多目的倉庫設置事業ということで、12 月補正させていただきまして繰越というふうになってしまいましたことを大変申しわけなく思っておるところでございます。

特に図書館多目的倉庫につきましては、図書館との併設ということもございまして、建築基準法との整合性を図るための窓の網入りとか、そういったところの調整の関係で設計が若干遅れましたところで、3 月 6 日に入りまして、3 月 6 日に入札執行を行ったところではございますが、3 月 31 日までにとということでのところで入札を 2 件行ったわけでございますが、図書館のほうがちよっとこれが不落になりましたものですから、これも 4 月のほうに入り込むのではないのかなというふうにご考えておるところでございます。

サンビレッジさざのほうにつきましては、31 日までに完了する予定でございますが、万が一 4 月に入り込む完了検査等もございまして、31 日を超えることも想定されたものですから、今回 2 件繰越ということをお願いをしたところでございます。

それから、7 ページでございますが、第 4 表の地方債補正でございます。この左側に書いてございます（公共事業等債）都市再生整備計画事業、これにつきましては、今回の変更契約に伴いまして事業費が確定したことによりまして、地域交流センターの減額補正に伴う減額でございます。

それから、その下の（学校教育施設等整備事業債）佐々小学校屋上防水事業につきましては、入札執行に伴いまして事業費が減額となったために、地方債の補正が出たということでございます。

続いて、歳入のほうに入りますけれども、17 ページでございます。

17 ページの 16 款寄附金 1 項寄附金の 2 目の教育費寄附金でございますが、301 万 9,000 円の補正ということでございます。

まず、この内訳でございますが、2 件の寄附がございました。佐々オープンゴルフ実行委員会様のほうから 2 万円、それから平成 29 年 2 月 24 日付でアリアケジャパン株式会社のほうでいただきました 300 万円の寄附金ということで、佐々町地域交流センターが完成したことに伴いまして寄附をいただいたということでございます。

この活用の使途につきましては、教育費関係のために使っていただきたいとか教育振興のためでもいいし、町の振興のために使ってもいいですよということになっておるところでございます。充当につきましては、今のところ特定の充当をいたしておりませんが、平成 29 年度中にこの 300 万円の使途につきましては、きちっと整理をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それから、19 ページでございます。1 項の町債でございます。土木債、教育債が 2 本ございますが、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。主なところだけ説明いたします。34 ページをあげていただきますでしょうか。8 款土木費 5 項都市計画費の中の 3 目都市再生整備計画事業費でございます。先ほど総務理事からも話がありましたが、この減額補正に伴います内訳でございます。

それから、40 ページをあげていただいてもよろしいでしょうか。40 ページの新目でございます。地域交流センター費ということで今回上げさせていただいておりますが、この件につきましては、3 月来 18 日に予定しております開館セレモニーに係るものを含んでおるところで

ございます。2 月 20 日付で建物災害共済保険料のほうを加入ということで、今回も予算は計上させていただいたとでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

ほか。税務課長。

**税務課長（内田 明文 君）**

10 ページをお願いいたします。歳入のほうで 1 款町税 1 項町民税 1 目個人 2 節の滞納繰越分ですけれども、これにつきましては、滞納繰越額が確定した後に 3 号補正で増額をしたところなんですけれども、高額滞納者の方との約束で収納のほうを予定しておりましたが、なかなか徴収に結びつけず 135 万 9,000 円の減額となっております。一応徴収率のほうは 19%と見込んでおります。

それから、その下の固定資産税のほうですけれども、同じく 50 万 8,000 円の減額をしております。こちらのほうにつきましても、なかなか徴収のほうに結びつけずに、予定では徴収率 20%ということで予定をしておりましたが、現段階では 17%の見込みで予定をしております。これにつきましては、引き続き滞納者の方と接触して徴収のほうに当たっていきたいと思っております。

それから、18 ページをお願いいたします。雑入のほうで一番下になりますけれども、滞納処分費です。これにつきましては公売物件が、公売による物件の売却によりまして滞納処分費として 59 万 7,000 円が入っております。中身につきましては、不在者財産管理人の申し立て費用、それから不在者財産管理人の委託費、それから伐採立木処分費の分がこの分に入っております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

予算書の 6 ページをお願いいたします。債務負担行為の補正で、廃止ということでございます。LGWAN 関係機器リース料ということで 127 万 5,000 円計上しておりましたが、現在使用している総合行政ネットワーク、これを LGWAN というふうに言っております。その機器のサポート期限が平成 28 年度に切れることに伴い、新たな LGWAN 機器を導入し、行政事務の効率化を図る予定で債務負担行為しておりましたが、既存機器で対応可能ということになりましたので減額しております。

それと、2 番目の LGWAN セキュアゲートウェイサービス関係機器リース料でございますけれども、インターネット接続可能な機器に対して LGWAN 経由でパソコン端末やサーバーに対して OS 更新プログラム、ウイルスパターン更新修正ファイルを配布するサービスでございます。この分につきましても LGWAN 専用端末については、アップデートにつきましては職員により対応し、自席の端末については佐々町設置のサーバーを配信し対応したいということで、このようになっております。

この 2 つの部分につきましても、当初対応がどのようにして対応するのかちょっと基本的には固まっていない状況での予算措置ということになっておりました。特に LGWAN セキュアゲートウェイサービスにつきましては、日本年金機構における個人情報流出事件を受けての総

務省より 29 年 7 月から開始されるマイナンバーを利用した外部機関との情報連絡の前に、早急に各自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることが必要であるという提言に基づき対応した分でございますけれども、事業を実施する中で現有機器で対応がとれるということになったということでございます。

それと、21 ページをお願いいたします。委託料でございます。この分につきまして、264 万 8,000 円の減額補正でございます。職員研修委託料といたしまして計上しておりました分につきましては、皆減ということになっております。2 回の研修を行いまして、1 回目の研修では、自治体職員を講師に招聘いたしましたので旅費のみの支給となりました。それと、2 回目の公会計の研修につきましては、町村会事業で取り組むようになりましたので、本町予算の使用をしなくてよくなったので皆減ということになっております。

それと、佐々町男女共同参画計画の策定業務委託料、人事評価制度導入支援業務委託料、同じくシステム導入業務委託料につきましては執行残でございます。

次のページにいきまして、工事請負費でございます。理事のほうより説明もありましたけれども、1 カ所私有地にかけてバス停の上屋を設置するような計画で計上しておりましたけれども、今回設置がちょっと難しいような状況になりましたので減額させていただいております。

それと、役場裏駐車場トイレの解体工事につきましては、この分につきましては執行残の減額でございます。庁舎喫煙所整備工事ということで、新たに今回補正予算を上げております。繰越をして仕上げていきたいというふうに考えております。

財産管理費でございまして、先ほども説明ございましたけれども、町有地の分合筆測量業務の委託料 1,200 万円の皆減でございます。関係箇所は小浦工業団地付近の土地でございまして、この分につきまして建設課と協議しておりましたけれども、予算計上の折にこの分につきましての調査委託料について重複計上になったということで、今回減額補正させていただいたところで申しわけないと思っております。

続きまして、次のページです、電子計算費でございます。ページ数が 23 ページですか、12 節の役務費でございます。通信運搬費でございます。減額の 375 万 1,000 円、LGWAN の回線使用料ということで、その件と長崎県 LGWAN ネットワークの更新、LGWAN 向けのアップデートサーバーサービス、これ先ほどありましたけれども 261 万の減額、合計しまして 3 業務で 375 万 1,000 円の減額となっております。

次に、14 節の使用料及び賃借料でございます。この分につきましては、総合行政システムを再リースした分で減額が発生しております。それと連帳プリンターの一式についての執行残でございます。それと先ほど申しました LGWAN の機器のリース料と本年度分のリース料と LGWAN セキュアゲートウェイサービス関係機器一式の当年度のリース料分を減額しております。

最後ですけれども、ページで 36 ページでございます。消防費、常備消防費の分で、減額の 421 万 8,000 円です。これにつきましては、広域消防事務負担金が確定いたしましたので、その分を減額しております。

以上、説明を終わります。

議 長（西 日出海 君）

ほか。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

5 ページの繰越明許費補正の中の追加、8 款土木費の道路橋梁費の分ですけども、これは先ほど説明もありましたように、棚方崎真申線の工事関係が延びたことにより、関連する町道小浦浜線の道路が夏頃まで延びるということで、これに関連しまして上水道、下水道の影響する

部分につきましてやりかえるということで、一般会計のほうから水道会計、それから下水道特別会計へ補償をする予定としておりましたけども、そういった事情で遅れるということで繰越をさせていただいております。

それに関連いたしまして、33 ページの 2 目の道路新設改良費ですけども、先ほど繰越をする事業費の中の 22 節の補償、補填及び賠償金、この部分で 165 万減額をお願いしておりますけども、当初は上水、下水に対する補償費を予定しておりましたが、下水道については対応、工法等の検討再度した結果、減額して対応することが可能ということで、今回減額をさせていただいております。

建設課関連の他の予算につきましては、ほぼ実績に伴うものの減額でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか。保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

すいません、補正予算書 29 ページをお開きください。4 款 2 項 3 目し尿処理費でございます。委託料、し尿・浄化槽で処理委託料の 92 万円の増額、それと負担金、補助及び交付金、し尿・浄化槽で搬送補助金 10 万 6,000 円の増額をお願いしたいと思っております。これは当初計上時に、当初の債務負担行為に伴います年計画分の処理量ということで 3,992 トンの処理をしたいということで計上させていただいておりましたが、実績見込みによりますところ、約 71 トン増の 4,063 トンの処理見込みとなっておりますので、この分で申しわけございませんが増額をさせていただきたいということで思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

5 ページをお願いいたします。先ほど理事のほうからも御説明がございましたけども、繰越明許費に係る分でございます。2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード関連事務交付金 103 万 7,000 円ですが、こちらのほうですけども、国の 28 年度交付金の一部に係る国庫補助金について、国庫債務負担行為が設定されたことに伴い繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。こちら先ほど理事のほうから御説明があった分になります。13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金、こちらのほうの臨時福祉給付金給付事業費補助金の経済対策分でございますが、こちらの減額となっております 423 万円につきましては、国のほうの交付決定の分が減額となっております、29 年度に交付措置をされるというふうになっております。

これに伴いまして歳出のほうでございますが、こちら先ほど総務理事のほうから御説明がありました、26 ページの 3 款民生費 1 項社会福祉費 5 目の臨時福祉給付金事業費の中の 19 節負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付金（経済対策分）の減額の 423 万円、こちらのほうが同額で減額とさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか。産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

すいません、恐れ入ります、31 ページをお願いします。7 款商工費でございます。

まず、2 目の商工業振興費、60 万の減額ですけども、特産品認定事業補助金ということでございまして、この事業につきましては、特産品の認定をした後にモンドセレクションの認定を受けるべく事務を進めていくというふうなことで準備を進めておりました。

認定作業が進んでいく中で、モンドセレクションの事務局とも話をしながら商品については非常に高い評価を受けたところではあったんですけども、現実的に認定後商品にはステッカーが張られたりするわけですけども、そのパッケージそのものの準備ができてないじゃないかというふうな御指摘を受ける中で、実際の認定を受けられる商品をお持ちのお店の方ともお話をしながら新たな負担となるので、ちょっと今年度の実施が非常に厳しいということになったものですから、今回減額をさせていただいたところでございます。

それから、3 目の創業支援事業費ですけれども、減額の 1,380 万ということで、先ほど総務理事のほうから事業執行の関係上、減というふうな御説明をいただきました。これは私どもの事務の進め方が少々まずかったのかなという反省もしておりますけれども、今回のこの予算計上につきましては、地方創生の総合戦略の中に起業創業支援事業、空き店舗再生事業、女性活躍チャレンジビジネスモニター起業家支援事業というふうな形で総合戦略のほうに記載がありまして、そういったことを事業化する形で当初予算で計上させていただいたところでございます。

その事業の進め方としまして、当初の予定で創業支援をしていくためのまずセミナー、いわゆる講座を開いて、その講座に参加した方々を対象とした創業支援塾を開設、創設をし、そういった中で起業へ向けての研修を積み、実際の創業支援につなげていくという、これは経済産業省の指導も入ってのことではあるんですけども、そういった展開を考えていたところでございます。

しかしながら、商工会と協議を重ねる中で、実際の入り口となる創業支援のセミナーといたしますか講座が 12 月の開催となってしまったこともございまして、今年度中のその次の段階となる塾の創設とかというところが、思うように 3 月までに開設できないというふうな、創設できないというふうなことになるものですから、今回の減額補正というふうな形になったところでございます。

初めての取り組みではございましたけれども、いずれにしても講座の開催が 12 月にずれ込んでしまったというふうなことが今回の大幅な減額補正の原因でもございますので、今後の進め方等につきまして、組み立てなども再度検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、32 ページのほうになりますけれども、同じく商工費のところ、6 目の窯体験施設管理費のところですけども、これにつきましては建設後 25 年経過しておりまして、維持管理的な改修工事、先ほど屋根外壁の補修というふうなことで総務理事のほうから御説明をいただきましたけれども、そういった予定をしておりました。

けれども、公共施設等総合管理計画の検討を進める中で、窯体験施設の実態として、現時点では会費を徴収しながら運営できているというのが実態ではございますけれども、今後の施設の老朽化、それと窯の更新、そういった費用が大きく今後かさんでくるというふうなこともありますので、将来の財政負担などを再度ちょっと慎重に検討しながら、今後の対応をすべきではないかというふうな判断に至ったものですから、今回減額の補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

ほかはないですかね。

これより休憩に入ります。再開を 2 時 20 分といたします。

（14 時 10 分 休憩）

（14 時 19 分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑のある方。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

3 点お伺いさせていただきます。ちょっと聞き取れなかった部分もあったんで、私が聞き取り不足の点はあろうかと思うんですけど、そのところは御了承ください。

まず 5 ページ、繰越明許費補正の部分で 10 款の教育費の社会教育費、図書館多目的倉庫設置事業、その設計が遅れ、入札が遅れ、不落で云々というような御説明があったんですけど、結局、同額の不落の原因というか、どのように改善してこの予算枠で大丈夫なのかなという部分があったんで、現状も未契約のまま結局、事業を早期に取り組みたいということで繰越明許費を上げられているのかというところが、詳細的な部分がちょっと見えなかったんで再度の確認ということ。同じくサンビレッジさざ多目的倉庫設置事業についても、ちょっと私が聞き取れなかった部分があるかと思うんですけど、再度の詳細な説明をお願いしたい。

それと 35 ページ、3 世代同居の部分の皆減、申請がなかったというような説明だったのかなというふうに理解しているんですけど、この事業自体が地方創生というか、そういった部分も絡むのかなと、結局、地方のほうに定住をしていただくということで、よりよい政策でどのような結果が生まれていたかということで、県議会のほうでも質問が出た部分があるかと思うんですけど、その取り組みについての申請がなかったというふうなことで、皆減という実態での今回の補正ということで私は認識したんですけども、今後に向けた取り組みというか、それをどのように考えられているかという点で、そのところをお伺いしたい。

最後に 42 ページ、また公共施設整備基金積立が 1 億 1,700 万ほど積み増しされております。悪いということで申し上げているんじゃないですけども、ほかにもありましたね、公共施設等総合管理計画に伴うもので、将来を見据えて皆減しましたよと、維持管理という観点ではなく、長期展望を踏まえてどうするかということで、展望していきたいということでの予算の減額とかもありましたけれども、基金については積み増しをされていると。

公共施設等総合管理計画は策定されました。詳細については、現状の施設については 5 年そのままで、考え方的な部分は総合管理計画で示された部分は理解するんですけど、個別実施計画がまだ定められていない状況で、プランなしの積み増しかなという状況にしか見えないもので、そのところのプランをどのように考えられているかというのを再度の御説明をいただければというポイントで質問させていただいております。

以上、3 点です。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

まず 1 点目の繰越明許費の 5 ページの分のサンビレッジさざの分でございますが、これにつ

きましては 6 日に業者が選定されましたので、契約をして 31 日までに完了をするという予定で今現在進んでおるところでございます。

先ほど言いましたように、建築確認の完了検査等々もございますので、そういったところで万が一 4 月に入り込む恐れもありますので、今回は繰越をお願いしているというところがございます。

それから、図書館多目的倉庫につきましては、3 月中に契約を行いたいというふうを考えております。予算の範囲内ということ、この繰越の 241 万 4,000 円の範囲内で行えるということで、技術のほうと確認とっておりますので進めてまいりたいというふう考えておるところでございます。

以上です。それと工法のほうですけれども、両者の違いにつきましては基礎工事が違います。場所的などところもございますが、生きがいと創造の家のちょうど裏手にございますが、その基礎工事が図書館のほうがかかるということになっております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

建設課長。

**建設課長（松本 孝雄 君）**

35 ページの 3 世代同居・近居促進事業補助金ということで、実績がないということで皆減をさせていただいております。議員御指摘のとおり三大都市圏に人口がずっと集中して地方が人口減っていくという状況改善するために、こういった取り組みがなされているものということで、県もなかなか財政事情が厳しい中で、この補助制度を組み立てまして、昨年、予算計上させていただいております。

本町といたしましても、積極的に利用していただければという思いで、この制度については周知を図りながらきましたけれども、結果として非常になかなか周知ができていなかったといえますか、いろんな媒体を使って周知はしておりますけれども、なかなかこの制度にのって動こうといえますか、そういうプランを立てようとするきっかけまでには結果ならなかったのかなというふうに思っています。

ただ、制度、補助の内容とか額とかいろいろあるかと思いますが、もう少し時間をかけて周知をしていく必要もあるのではないかと。県内でも全ての自治体が取り組んでいるわけじゃなくて、若干取り組みをされていない自治体もあるようです。県全体でも非常に執行状況が低いというようなことも私ども受けております。

ですから、今後内容等も検討されて、今後も引き続き計画も持って、県のほうは持ってらっしゃるようなので、私どももそれに状況を確認しながら次年度以降も、これは予算の話です、この場でしますとかということでは、なかなか言いづらいところありますけれども、そういった方向でまた予算のお願いをしていくことが必要ではないかと思っております。

**議 長（西 日出海 君）**

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。公共施設整備基金費に係るお尋ねでございます。議員御指摘のとおり今現在公共施設の更新についての個別の計画というのは、申しわけございませんが、まだできていないような状況になっています。

昨日の一般質問の中でも、町長のほうから御答弁いただきましたとおり、本町の大きな課題

としましては庁舎、学校、ごみ処理施設、この大きな施設をどうしていくのかというのが非常に大きな問題であるというふうに認識しておりますので、その辺を大規模改修なのか建てかえなのかという、そこの辺の判断をくだしていきながら、その施設、基金のあり方についても当然見直しを図っていく必要があるというふうには十分認識しておりますので、その辺の協議を各課ともまた深めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）  
2 番。

2 番（阿部 豊 君）

わかりました。5 ページの繰越明許費については、もう事業費は確定しているので、期間的な部分で繰越明許費の補正をお願いしたいということだということで理解しました。

35 ページ、建設課長のほうから御説明ありました。町としても積極的に取り組んでいきたいという姿勢であるということで確認をとりまして、予算計上については具体的にはあれですけども、町の姿勢としては次年度以降も県とともに前向きな姿勢で住民の皆さんが利活用できるような方向で進めていくということで方針も確認できましたので、理解しました。

最後の基金ですね。これはやはり早期にしないと一番の重要課題、施策も絡んでくる重要な課題と思います。差し迫って現役世代が求める住民福祉の向上にある予算を現年度施政で使っていくというのは必要なことでもあり、将来に向けた基金の積み立てというものも必要であるのは認識しますけれども、早期にプランを定めることが求められているというふうに私は理解しますので、そうしないと仕事も前に進んでいかれないんじゃないかなと思いますので、そこのところは早期のプランを作成していただいて、執行していただくように要望して質問を終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）  
往復 1 時間かかりますよ。

議 長（西 日出海 君）  
1 時間ですか、往復ですか。往復 1 時間ですか、はい、どうぞ。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

まず繰越明許、5 ページのところなんですが、教育費についてはわからんでもないんで、これはそれで納得するんですが。総務費のところの戸籍住民基本台帳、これについては全て 12 月に上げていた分を繰越明許にしたというふうに言われた。それは何か国の指導があったやにの説明のように聞こえたんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。繰越明許の本来の性格からいったら違うんじゃないかなと思いますので、お尋ねをする次第です。

それから、6 ページの債務負担行為については、廃止ということ出てるんですが、説明の中で、固まっていない段階での予算請求だったというふうに言われた。そうですか。正確に説明をしてください。そういう段階で予算請求すべきものなのか。しっかりと説明を、そういう意味では根拠はないということなんですよ。根拠はなくて予算枠で確保したというふうに言えるんじゃないですか。そのあたりについての説明をいま一度いただきたいというふうに思います。

それから、16 ページ、財政調整基金利子について上がっています。運用によるものだとい

うことで言われましたけれども、いわゆる国債あるいは政府債の運用という形でされておられると思いますが、財政調整基金利子ということで上がってきておりますけれども、財政調整基金を何か運用する主体なんでしょうか、そのことについてお尋ねいたします。

財政調整基金は町の財政について不足あるとき、それに対応していくということですから、これでもって運用されるということになりますと、緊急の場合の対応がそれで十分できるだけ財源を残しての運用なのかということをしかりと確認をしておきたいと思っておりますので、お尋ねいたします。

それから、22 ページの町有地分合筆測量業務委託料 1,200 万、これは委託料の減額にしては多過ぎるんじゃないですかね。そうすると、これ予算との関係で正確であったのかどうなのか説明がよくわからないので、いま一度正確な説明をお願いいたします。

そして、この町有地の分筆、合筆のことについて、本来町有地に編入しておかなければならない、いわゆる所有権の移転等の登記等について、そういったこと何か財産管理の面からいつて進んでいるのかどうなのか、そういったことが影響してこういった形に出てきたんじゃないかというふうに推測するんですが、これも正確にこういったことが出てきたのかどうなのかについてお尋ねをいたします。

それから、需要費、29 ページのじんかい処理費の需要費についてなんですが、これの減額 1,296 万、べらぼうな金額ですよ。そうすると予算の見積もりは正確、もちろん実際と執行との間では齟齬（そご）があるというのは私は十分わかっているつもりです。しかし金額的には、大き過ぎる、齟齬（そご）ではないかというふうに思うんですが、いま一度正確な御説明をいただきたい。

それから、31 ページなんですが、商工振興費と創業支援事業費ということなんですが、補正予算のこの説明については、若干前よりであったようなニュアンスの反省の言葉も言われながら説明があったんですが、このことについてやはり予算を計上する際に正確な見積もり、あるいは筋立てといいますかね、そういったのがきちっとできたのかどうなのかというのは非常に疑問ですので、そのことも含めてお願いします。

それから、35 ページの 3 世代同居、2 番議員も言われましたけども、本当に需要を図ってのことなのか、県が取り組むんで思わず乗ってしまったというようなことなんでしょうか。意外とこれは住民の中では評判悪いんですよ。だから、改めて来年度もするということになると、ちょっとそのあたりは県に対してちょっと、県も間違った予算計上することになるんじゃないか。どういうことで住民の声を集めて予算を組み、そして県の方針ということで積極的にやろうということにつながってくるのか、よくわかりません。そのことについては次の当初予算のときにまたお尋ねしようかと思っておりますので、そのことについてお尋ねをいま一度しておきたいと思っております。

それから 42 ページの、これも 2 番議員がおっしゃいましたけども、私も同意するところもあるわけなんですが、このことについて基金残が多いんで、これは住民の福祉、教育、そういったものに使うべきだって繰り返し私は一般質問してきました。そのたびに施設の改善あるいはそれに取り組みに対して必要だから、積んでおかなければならない。今期も何か 2 億円ぐらいたまた積むんでしょ、積み増して予算計上の中に上がってきているんだろうと思うんですが、予算説明書見るとね。

何かそういったところからいくと、何の目的もなしに公共施設整備基金にどんどん積み上げている。これが 1 回や 2 回の質問ならいいんですが、私は使途を明確にしながら基金は積むんじゃないくて、そういったところに使うべきだ、予算ごとに言ってまいりました、一般質問でも言いました。なぜそうじゃなくて、こういった形になるのかわかりません。いま一度、そうすると具体的にどういうふうな公共施設をしていくのか。確かに何か計画も立てておられるようですが、あまりに長過ぎるんじゃないでしょうか、いつも同じ説明になるんですね。この基金

についてどういう考え方なのかということ、いま一度説明をしていただきたいと思います。  
以上です。

議長におわびします。途中で 1 時間と言いましたけど、冗談が半分でございますので勘弁してください。

議長（西 日出海 君）

ちょっと待って。順番から行こうか。まず戸籍関係。住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

先ほど御質問がありました繰越関係ですけども、こちらのほうにつきましては、国の国庫債務負担行為がなされたということに伴いまして、今年度に入る見込みがございません。そういったことから繰越明許によりお願いをするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（西 日出海 君）

次は債務負担。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

当初予算計上時の問題を指摘されたかと思えますので御説明いたします。

まずは 1 つ目の L G W A N 関係機器リース料につきまして、当初予算計上時は L G W A N はマイナンバー関係業務でも使用する重要なシステムであることから、L G W A N 関係機器更新でも現有機器のどちらでも対応できる予算計上をしまいましたが、技術の進歩により現有機器のほうですることも可能ということで、そういう自治体も長崎県下では多くありましたので、現有機器を使用するようにして皆減となります。現有機器が使用できなければ、この予算が必要だったと、急ぐこととございますので、こういうふうな計上にしておりました。当初予算のとき説明、もししていなかったならば、申しわけなかったと思っております。

それと L G W A N セキュアゲートウェイサービス関係機器リース料でございます。この分につきましては、当初予算計上時におきまして、国の使用が明確に定められませんでしたので、このことにつきましても本町においては基準の最高値で予算計上がなければ実施できませんので、想定される中の高い値段で機器の構成を考えておりました。しかも機器をリースするという内容でございます。

ところが、この機器につきましても、現有機器で対応がとれるということになりましたので、大幅な廃止ということになったと思っております。このことにつきましても、当初予算で説明していなかったということであれば、ここの場を借りておわびしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（西 日出海 君）

次は、企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

基金運用についてのお尋ねだったと思えます。今回補正予算の中で、すいません、財政調整基金に 225 万円の利子及び配当金ということで計上させていただいております。債券運用に伴います利子、収益等につきましては、先の 12 月補正でも一旦計上させていただきました。この際は財政調整基金をはじめ、ほかの一般会計の各基金のほうにも、その運用益というのは配分をさせていただいたところでございます。

今回の財政調整基金がちょっと多いのは、1 月 20 日にちょっと地方債の運用、運用っていうか売却等、金融情勢を見ながら売却等行いましたので、一応 12 月補正で一旦、28 年度の見込みについては 12 月補正のほうで一旦整理したんですけども、決算見込み後にまた新たに売却をしたということで、今回は財政調整基金に大きく固めて積み増しをしたというふうなことでございます。

運用につきましては、運用開始時のときから、基金の 6 倍での運用に対する反対決議がございましたと思うので、今現在は 20 億円以内の運用ということで進めております。

財政調整基金等々が心配ないのかという御質問ですけれども、そこは不測の事態のことも想定しながら、十分な余裕がある範囲でというふうなことを念頭に置きながら運用に努めているところでございます。よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

申しわけございません。22 ページの財産管理費、13 節の町有地分合筆測量業務委託料の 1,200 万でございます。この分につきましては、地番が小浦免の 1572 の 1 番、雑種地でございます。公簿面積が 6,027 平米と面積が大きく、これに測量業務の単価を掛けますと、この程度になります。

そういうことで、同じような金額を総務と建設課のほうで二重計上しておりまして、建設課のほうで対応されたということで、建設課は用買のほう、私たちのほうは売却のほうでございます。ということで、本当に申しわけないんですけども、連絡調整の不行き届きで 2 カ所で予算を計上してしまったということでございます。どうも申しわけございません。

議 長（西 日出海 君）

次、保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

じんかい処理費の需要費でございますが、まず消耗品、燃料費につきましては、焼却の際に使用します各種消耗品と、あと灰溶融炉の助燃剤として使用しているものでございますが、これにつきましては、当初予算計上時に前年度の単価等を見まして予定計上します。これが特に A 重油とかにつきましては、相場等がありますので、その都度金額が変動してまいります。その変動のぐあいによりますものと、また使用料につきましては、そのときそのときの燃え方次第で着火剤等の利用、助燃剤等の利用料が増減しますので、その分を含めまして使用の単価と使用の量との関係で大きく減となっているところでございます。

それから、光熱費につきましては、設置しております大型破碎機が電気を使うわけですが、これの使用が若干少なかったということでございまして、その分も含めまして減となっているところでございます。

それから、修繕料につきましては、この修繕料の中で定期的に行うものも含めた大きな修繕等を行っております。その額がかなりの金額になりますので、その分の修繕につきまして、各入札を執行しております。その入札をしました執行残での分ということで、今回補正で減額をさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

次は、産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

創業支援事業の当初予算計上時の話ですけれども、当初予算計上時に具体的に講座、いわゆるセミナーをどなたにお願いするとかいうところまでは、案として決まっていたという状況です。新年度に入りまして、その講座を受け持っていただく方への打診等を始めたところですが、その後の話として、商工会とも一緒に協議を進めていったんですけれども、結果としてはそれが夏過ぎまで事前の協議がかかってしまった。実際のセミナーが 12 月の開催になってしまったというところでございます。

以上でございます。

**議 長（西 日出海 君）**

次、建設課。

**建設課長（松本 孝雄 君）**

35 ページの 3 世代同居・近居促進事業補助金ですけれども、28 年度の当初予算の予算編成にあたりましては、県のほうがこういった人口減少社会に対して、やはりそれを食いとめると、地域の活性化を求めるという趣旨のもとから、この制度をつくられ、全ての自治体でありませんけれども、ほとんどの県内の自治体がこの制度については一応予算計上されて、これまで執行されております。

おっしゃるように、なかなか魅力的なものがないというのが現実な部分もあるかもしれませんが、なかなか周知をする期間も十分にとれて、結果なかった分もあるのかなというふうに私どもは思いますが、やはりこういった制度を御利用いただいて、少しでも定住、それから人口増につなぐことができればとの思いで私どもも計上した次第でございます。

今後、この制度が、よりよい活用になるようなことを県のほうでも内容等について再度検討をされながら、活用に向けた計画にしていただければ、私どももより皆様方にお勧めできるのではないかと考えておりますので、状況見極めて進めたいと思っております。

**議 長（西 日出海 君）**

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

公共施設整備基金に関する残高に対するお尋ねがございました。それはちょっと大きくたまっているんじゃないかと、住民の福祉のために使うべきじゃないかという御質問ですけれども、地域住民の福祉の向上のために基金等を使うというのは、異論はないところでございます。御指摘のとおりだというふうには思っております。

ただ、うちの予算編成上につきましても、その公共施設でお金が要るので、この福祉施策は圧縮というふうな、そういう予算の立てはしておりません。必要な事業であれば、積極的に予算編成を行うという方針で我々は思っております。

ただ、一方、公共施設の老朽化というのは議員も御承知のとおりでございまして、昨年つくりました総合管理計画においては、今現在の施設をそのまま維持していこうとすると、40 年間で 271 億かかりますよという試算も出ているところでございます。

これを当然取捨選択して、どういうふうな形で存続させていくかというのは、先ほどもお答えしたとおり、まだ個別の計画ができていない状況でございますので非常に申しわけないというふうに思っておりますけれども、多額の基金が必要になることは間違いございませんので、そ

の分の計画を早めに、先ほどもお答えしたとおり、各課とも早急に煮詰めていく必要があるというふうに認識しております。よろしくお祈いします。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

再質問いたします。

5 ページの総務費のところなんです、国が繰越明許でしたから、そうするようにしたということなんです、それでは 12 月補正というのはどういう意味だったんですか。そういう意味では国が誤った指導やったんです。予算は年度内に成立することは明らかな段階で通っているわけですが、そのあたりについては国が繰越明許でいいよというふうに決めたのはいつごろだったのでしょうか。文書等があるかと思しますので、それを確認した上で御説明をいま一度いただけませんか、お願いいたします。

それから、債務負担行為のこれについては、説明はそれはそれでそれとしても、現有の機器で対応ができるということがわかったのはいつなのか、いま一度教えてください。

それから、財政調整基金のところなんです、20 億円以内ということとされておられます。しかしながら、それぞれ 20 億円以内というのの実際に動かせるお金というのは、財政調整基金とそれと何だ、3 つぐらいしかないですよ。その金額からいけば、この 20 億円ってかなり大きな金額だろうと思います。緊急な場合にどう対応できるのかというふうな交渉にはならないんじゃないかというふうに思いますが。

それと、公共施設のために積んでおかなければならないというふうに繰り返し言われますけども、そのとの関係では説明が矛盾するんじゃないでしょうか。迷惑のかからない範囲内が 20 億円でしょうか。

この運用そのものがよろしいのか、どうなのかということはさておいて、基金を貯めておかなければならないという問題と、そのうち 20 億円を運用しているという問題とは政策目的も違うし、お互いに矛盾するところじゃないかと思いますが、そうはお考えになりませんか、再度お尋ねいたします。

それから、22 ページの分合筆測量委託料、これは重複計上だというふうに言われました。確かにそういったことで片一方のほうを減額しなければならないということについてはわかったんですが、そうするとこの予算の調整について、調整をつくるという調整について、町長が最終的に責任を持って判子を打たれるわけなんです、それまでに重複計上になっていることがなぜわからなかったのか。責任を持って議会に出すわけでしょう。それを今さら重複計上でした、ごめんなさいで済む問題なんでしょうか。私は議会を軽視あるいは無視されているという、その結果がこういった形であらわれているんじゃないかと思いますが、そういったことを指摘するのは間違いなんでしょうかね。そのことについて、いま一度説明をいただけないでしょうか。

それから、燃料費の問題、29 ページ、相場の変動とかそういったことで単価の上下があったんで、こういうふうになったということ。そのこと、そのものに、減少そのものについてはわかります。わかりますけども、これだけの大きな数字が出てくるんでしょうか。そうすると、単価と量を説明していただけませんか、どれだけのもの。だから、これ決算準備で数字が確定しているからこそ、こういった補正が出てきているんだろうと思いますので、当然数字はいつでも出せるような状況になってるかと思いますので、お示しください。

それから、31 ページの創業支援関連、創業ですから、なかなか見通しも難しいということでは、執行部のほうもなかなか計算が難しかった、今どういうスケジュールで進めていかない

といけないかということでは、いろんなそごがあったんだろうと思いますけども。少なくとも説明を聞いている範囲では、ちょっとやっぱり押さえが足りなかったのではないかと、予算を計上する以上は、年度内にできるという見通しを立てて予算要求されるんだろうと思いますので、そのことについては今までの説明では十分納得できる説明をいただいてないというふうに思いますので、もう少し踏み込んだ庁内でのあるいは課内での検討の状況等についてお示してください。

それから、36 ページ、3 世代の云々ですが、これは県内でも取り組んでいない自治体もあるということです。それが例えば長崎市とかの周辺の長与、時津が取り組んでいるのか、いないのか。あるいは過疎地の自治体で取り組んでいるのか、いないのか。そのあたりについて説明していただけないでしょうか。手を上げている自治体が多いのか、少ないのかも含めて、もう少し詳しい説明をいただきたいと思います。

それから、公共施設整備基金のところなんですが、これについては先ほどの財政調整基金の積み立て、運用の結果の積み立てとの関係で矛盾を私は思いますので、本当にしたいのはどちらなのか。40 年で 200 億円かかるということを実際に深刻に考えておられるのならば、基金についてはしっかりと確保しないといけないというのが柱にあるべきだと思います。私はそういうふうに理解したからこそ、町長の説明をそれなりに理解してきたつもりです。そういったことで、運用で 20 億毎年使えるぐらい、20 億の枠を持ってるということであるならば、それは本当に住民のためのお金に回すべきだというのは、ますます明確ではないでしょうか。運用のために 20 億を準備するということ自体が違うんじゃないかなと、どちらが本当なんですか。自由に使えるお金だというふうにお考えでしょうか、説明を求めます。

議 長（西 日出海 君）

資料とか数量的なものの確認が必要かと思しますので、これから 3 時 10 分まで休憩いたします。

（14 時 57 分 休憩）

（15 時 12 分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより執行の答弁に入ります。住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

議員御質問につきまして、御回答いたします。

まず、国のほうからでございますけども、平成 28 年の 12 月 20 日付、総務省自治行政局住民制度課から都道府県のほうに文書としては発出をされております。それを受けまして平成 28 年 12 月 22 日付で長崎県企画振興部市町村課から事務連絡としまして本町のほうに全額の繰越をする旨の通知をいただいております。

これにつきましては、当初、国のほうが見込んでおりましたマイナンバーカードの申請見込み数において予定した数よりも少なかったということが要因ではないかというふうに考えられております。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

6 ページの部分でその時期はということでお尋ねです。今年 1 月でございます。日にちについては、はっきりわかりません。ただ、昨年の繰越事業でセキュリティー対策事業これとの関連がありまして、これを事業の発注が 1 月の末です。そこで内容がわかったということで動き出したということでございます。

それと、22 ページの 1,200 万の分ですけれども、この分につきましては私どもは土地を売却する側でございます。売却するためにも評価額が必要ですので、調査費を上げておりました。ところが、隣接地に建設課の予算も組んでありました。で、一緒にしたほうが効率的だということで、建設課の予算でうちのほうの測量関係ですね、そして登記するまでの図面について、基本的には建設課のほうで発注をしていただいたということになります。

これが、相手方が同じところございまして、そのようなことで途中から総務と建設と連携して対応するようになりました。12 月で補正もできたんですけれども、3 月に持ち越して減額補正をいたしました。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

次は、建設課長。

**建設課長（松本 孝雄 君）**

3 世代同居近居の実施状況についてのお尋ねですが、県内 21 自治体の中で実施取り組みを予定されてる、もしくはやってきた自治体が 15 自治体、事業化の予定をされてない、取り組んでいらない自治体が 6 自治体です。その 6 自治体は、佐世保市、大村市、平戸市、雲仙市、波佐見町、新上五島町でございます。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

次は、保険環境課長。

**保険環境課長（川崎 順二 君）**

じんかい処理費の燃料費ですが、まず、A 重油につきましてですけども、当初の数量につきましては、予定として 3 万 3,600 リットル、これが決算見込み、まだ 3 月までありますので、決算見込みとして 2 万 6,000 リットル、7,600 リットルの減少ということでございます。

単価につきましては、当初計上時は 72.3、リッター当たり 72.36 円で計上しておりましたが、実績としましては相場等がありますので、リッター当たり 54 円から 67.3 円と開きがあります。

それから、同じく液化石油ガスでございますが、すみません、これは数量的には当初 10 万 5,600 キログラム、これが最終的には若干、増の見込みで 10 万 7,300 キロということで、若干増になっております。1,700 キロほど増になっておりますが、単価のほうは当初、平成 26 年度に若干増加があったということでございまして 129.6 円、キログラム当たり 129.6 円で計上したところでございますけども、実績としましては、69.4 円から 81.1 円ということで、これも開きがあって、なおかつ原因となっておりますので、これらがありまして大きく減ということになっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

基金の運用についてでございますけども、議員御指摘のとおり、公共施設を今後全て更新していくとなると、今現在の基金では足らなくなるというのは事実でございますので、今持っている債券というのは順次売却等で整理していく必要があるというふうに思っております。

ただ、今の現在でまだ更新施設の年次計画、事業費等が確定しておりませんので、まだ現在は債券として運用させていただいている状況でございます。結果として市中銀行等での定期預金での運用よりもはるかに大きな額の運用益が上がってきておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

御質問の創業支援につきましては、その難しい部分はわかるけれども、その抑えが足りなかったのではないかとというふうなことでしたけれども、もう御指摘のとおりかなというふうには思います。

例年の実績として、商工会のほうに確認をした際に、年間やっぱり 10 件近くの創業の相談があつてるというふうなこともあつたもんですから、当初予算計上時には何とか進められるのではないかとというふうに思って進めたところでございました。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

ほかはないですね。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

それぞれ説明をいただきました。総務費の戸籍基本台帳のことについては、基本的には国の方針に基づいてということではありますけれども、国自身が繰越明許という形で予算をそういう形でせざるを得なかったということは、実際上はこの事業が国が思ったとおりには進んでいないということを反映しているという意味では、佐々町は被害者であるというふうな認識はわかります。厳しい状況の中でこういう対応されたということについては了解いたします。

それから、6 ページについては、6 ページの債務負担行為の問題で、現行の機器で良かったというのがことしの 1 月で発注段階でいよいよわかったと、もう一つわからないんですが、何を必要とし、何を必要とするためにこれになったのか、けれども、この今持っている機器の性能でもって、これが要求する性能で十分対応できるというふうなことが見えてきたのがいつなのかというんです。発注の云々ということよりも、性能が十分対応できるということを判断されたんだろうと思います。そのことについて、そういうふうな理解をしたいなと思っております。そうじゃないんでしょうか。これについては、今一度説明をいただきたい。ちょっとよくわからない。非常に申しわけないんですが、私自身が理解したいと思っておりますので、説明を今一度いただきたいというふうに思います。

それから、基金の問題についてなんですが、一応指摘についてそれなりに受け入れていただいたんですが、私が言うのは、日ごろ言うことと同時に緊急対応ね、緊急時の対応が敏速に運

用できる状況にあるのかどうなのか、例えば委託した、これは日興とか野村とかなんでしょけれど、N証券と書いてあったんですが、そういった証券会社が緊急対応をして、うちらが要求した時に向こうが対応できるのかどうなのか。どういうふうなシステムで対応できるんでしょうか。緊急対応を一番恐れてるんです私は。基金の使い方の問題とさることながら、緊急時の対応が基金というのはそのための対応だろうと思いますので、どういうふうになっているか今一度説明をいただきたいと思います。

それから、財産管理のところなんですけど、これはこれと同時に私質問しとったところでありますが、2つ目の質問の時には、し忘れとったんだと思いますが、本来町有地に所有権移転しておかなければならない財産というのはいろいろある、財産じゃない土地があることは、もう今までの予算決算の審議の中でわかってるんですが、そういったことも含めてね、その財産管理上、どういうふうにやられてるのかというのをお聞きしたと思いますけれども、そのことについては答弁ありませんでしたけれども、このことについて、なぜ重複したか、そのなぜの部分はわかるんですけども、そうすると今説明の中で隣の人が同じ所有者であったということが、なぜこんなに後ろじゃないとわからないのかなというのがあるんですね、だからその当たりについて、ただ課同士の調整ということもさることながら、その当たりの調査が十分なされていなかったんじゃないかというふうに思いますが、そうではないんでしょうか、今一度このことについては御説明をいただきたい、いうふうに思います。

それから、これはお答え要りませんが、じんかい処理費のところなんですけど、こんな数字には相場の変動というのはあるんですかね。そうすると予算の計上時についてもやっぱりそのときの予算はやっぱり何を根拠にして、こうこうこういうことだということは明確に示されながらされないと、なかなか後の説明がつきにくいんじゃないかというふうに思いますので、指摘をしておきたいというふうに思います。

創業者支援の問題については、もう説明はそれ以上いただけないだろうと思いますので、答弁は特に求めません。

それから、公共施設の基金の問題についても、先ほどの運用の問題と合わせてありましたので、これ以上質問するつもりはないんですが、先ほど1番ところの説明については、質問についてはお答えをいただきたい。2つほど残しとったと思いますが、第3問目として質問をしておきたいと思います。

せっかく皆さん十分な反省で、いつもになく丁寧な答弁をいただきましたので、それはそれとして良したいと思います。3問目を終わります。

以上で、質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

先ほどの6ページの債務負担の件でございますけれども、現有システムの中で複数のシステムのサーバー、今持っている1台のサーバーで動かしております。今度、LGWAN関係がそういったことを使っていないかという判断がまだついてませんでした。通常の業務なら通信回線がありませんのでできるんですけど、いわゆるそこが今つなげたらだめですよというふうなお話もあつた時期だったもんですから、現有機器を利用して予算を計上しなければ対応がとれないというふうなことで、現有機器では対応とれないということを想定して、新規の機器を予算計上しております。

ところが、各県や他の自治体の状況を調べていくと、それといわゆる国の考え方なども入ってきましたので、その中で新しいシステムを購入しなくても、機器を購入しなくても自庁に今

持っているサーバーの領域で、この業務を実施することができるということがわかりましたので、全部落としましたということです。

当初予算で、ほんとは早く対応しなければいけなかった、繰越予算等もあったもんですから、この問題を早く対応しなければいけなかったんですけど、国に基準が当時なかったもんですから、それを待ちながら進めて行くと各自治体、おそい時期に発注をしなければいけないような状況になったということでございます。

この分につきましては、それに伴うようなものですので、そういったことで今年の繰越事業に合わせたような形で対応せざるを得なかったということでございます。

それと、土地の件ですけども、何遍も謝ってますので、また謝るのも何かと思うんですけども、考え方は総務課は売却事業をしてました。建設課は買収事業をしてました。それが近くにありました。隣接した土地だったということです。相手方の土地と町有地が隣接してました。そこで、建設課と協議する中、予算の重複計上はそこでも見つかったんですけども、基本的に建設課のほうでこちらの業務までお願いできれば安価に収まるのではないかとということで協議しまして、そのようにしましたということでございます。

売却と買収ですので、そこが予算の時に詳しく説明していれば、企画財政課が見つけたのかもしれないけれども、各々上げていったというふうなことで、こういうことになったのかなというふうに思っております。今後は注意したいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

債券につきましては、急に現金化が必要になった場合、いわゆる緊急な事態が起きた時どうするのかということですけど、証券会社に連絡すれば直ぐに対応していただけるような状況にはなっております。

ただ、債券でございますので、その商品だとか、その売るタイミングですね、そのへんによってまた価格等も変わってきますので、そのへんも含めて当時の金利状況とかをよく確認しながら、そのへんの運用等はやって行く必要があるというふうには思っております。

議 長（西 日出海 君）

ほか、どうぞ。はい、8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

2 点だけお伺いいたします。

5 ページの繰越ということで総務費、喫煙場所ということで予算を計上していただいて、一歩前進したなということで思っております。

それから、2 月 10 日の総務厚生委員会で川内野総務課長が厚労省から官公庁の建物内の喫煙ということで方針が出ておりますということで言っておられます。

それから、また場所についても施設外を予定しており、でも施設内ということで意見を言っておられますけれども、どこでどういうふうに考えておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

今、場所につきましては、本庁舎ですね、本庁舎につきましては、通用門、夜間通用門がございます。宿直室の前ですね、そこから出まして今左側に自転車等をとめてるところがあると思いますけれども、そこを雨風をちょっとしのぐような形でそこに設置したいというふうに考えております。

**議 長（西 日出海 君）**

はい、8 番。

**8 番（淡田 邦夫 君）**

私どもの西九州自動車道建設促進協議会ということで国のほうに要望活動に行っております。自民党本館ですか、会館ですか、それから国交省、それから衆議院、参議院会館、それから財務省、あそこ自民党なんかはもう玄関入ったところに喫煙所があるわけですね。それで、国交省にも裏のほうで大きな喫煙所がある。本当に、国なんかは本当にできるのだろうかということで、施設外ということになっており、施設外か、施設内でありますけれども、本当に国はそういうこと指導していますが、できるのかなということで思っておりますので、町もそがん考えんばいかんとかないかなということで思っております。議長のほうから、そりゃ意見の違うと言われるかも知れませんが、すみません。私の案ですけど、今言われたところの書類倉庫があります、置いておられますよね。あそこでもよかとやなかと、ということで思うわけです。そして、書類をですね、私は昨日の一般質問でもちょっと言ったんですけど、26 年の 9 月に庁舎内の文書管理がほとんどがなくなってないということで、そしたら何日か後にぱっとやられ、きょうはさばけるねということで、まあ感心しましたけれども、やはり今でも前の当時にほとんど戻っておりますけれども、そのときの町長の答弁は、整理整頓は総務課長に命令しとると。御用納めの 1 月、2 月から書類がたまった状態で課長会議を開いて再度検討するということが言われておりますけれども、私は、文書のそういうあそこの倉庫をきれいにして、文書管理するような倉庫をつくったほうが、あそこにして案ですよ、私の案、そういうことで思っておりますけれども、いかがなもんかなということで、これ答弁要りません。一応、私の案ですからそういうことで思っております。

それから、2 問目です。

この 2 問目ですけども、これは産業建設文教委員会としてお伺いをしたいと思います。

30 ページの 6 款 4 目農業総務費ということで計上してあります。これが以前 3 月の、ごめんなさい、9 月の 3 号補正でこの旅費ということで 170 万を計上しておられます。この 170 万というのは何かというと、いろいろ問題になりましたけれども、ベトナム、それから香港、東京 6 名ということで、これは目的は販路拡大ということで言われましたけれども、ここは行かれたのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

**議 長（西 日出海 君）**

ちょっと、さっきの答弁要らんですか。8 番。

**8 番（淡田 邦夫 君）**

要らんです。今の質問。

**議 長（西 日出海 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

今御質問の 3 号補正で 170 万円の予算を計上させていただいた分ですが、今実績としては、前回の話の時に 11 月にベトナムでの商談会、その後香港、その後東京という話をさせていただいております。

ベトナムにつきましては、ちょうどその出発前の 1 カ月ぐらい前ですが、当事者の方が入院をなされまして結果としてキャンセルをさせていただいたところでございます。

その後、香港につきましては、今月行く予定にしております。また、東京につきましても、今月参る予定にしているところでございます。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

はい、8 番。

**8 番（淡田 邦夫 君）**

そうするとですね、このベトナムが 11 月の 6 日から 11 日までという予定になっております。それから、香港については、要は私が言いたかったのは、その委員会としていろいろ問題になりまして、この旅費に関してですね、それでいつ行くちゅうこと、私ちょっと記憶になかったものですから、そういう委員会においても、そういう行って来たよ、販路拡大ということと言っておられて、どういう成果があったということも報告を受けてなかったものですから、だから委員会としてお聞きしたいということで申し上げました。

そうしますと、ベトナムが行かんと 60 万円は浮くわけですね、そうすると、これがそのときがですね 5,636 万 8,000 円、そして今回が 5,833 万 5,000 円ということで、あとその 60 万ちゅうとは、5,000 万の 60 万とちゅうたら本当に小さな金額ですけども、予定しておられることと多少違うものですから、どのように理解すればいいかお願いしたいと思います。

**議 長（西 日出海 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

今、8 番議員さんがお話をされるように金額的には多少執行残が出てくるのかなというふうに思いますけれども、香港のほうにも行きますので、その海外に行くという部分で 170 万は見込みで概算ということで予算を計上させていただいておりますけども、県の公社との話の中でどれぐらいの費用が香港行きにかかるかがわからなかったものですから、今回の補正では減額はしておりません。そのままの予算執行という形をとらせていただいているところでございます。

したがって、結果として香港、東京という部分で最終的な旅費が固まった段階では執行残という形が出てくるのかなというふうに思っております。

**議 長（西 日出海 君）**

はい、8 番。

**8 番（淡田 邦夫 君）**

これは、当初の 9 月の時にもいろいろ問題出して、これぜひとも必要なんですよということで、補正も決定したわけでございますので、ぜひとも現地のほうに行かれて成果があるという

ことだと思っておりますので、ぜひとも委員会のほうで報告を求めていくということで終わらせていただきます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。1 番。

1 番（福田 喜義 君）

22 ページお願いします。

2 点ほどお聞きします。

広報防災無線ですか、広報防災費節の 14 使用料及び賃借料ということで 121 万 5,000 円ですか減額されていますが、これは執行残と思いますが、ちょっと説明受けてからまた言います。

それと、2 点目ですね、36 ページ、消防費、消防報酬、団員の報酬費ですね、35 万円減額されていますが、団員の減少なのか、その要因をお知らせ願います。

議 長（西 日出海 君）

はい、22 ページのほうから行きましようかね。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

メール配信等接続システム使用料を今回、全額減額させていただいております。これは、総合防災無線の緊急情報等についてメール配信を希望するといわれる方に対して、その情報をメールで出すというふうなことで、新しいデジタル化で改修が行えたものですから、そのデジタル化のメリットを活かして、そういう情報の発信をいたしたいというふうなことで予算を計上させていただいております。

当初、7 月からの運用開始を予定をしていたところですが、システムの開発の発注にちょっと時間がかかりまして、システムの開発自体を年度末に完了する予定でございまして、実際のシステムの運用自体が来年度からになる予定でございます。

申しわけございません。

で、その使用料を全額減額させていただきたいということでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

すみません、私が消防団定数をちょっとわかっておりませんので、この分につきましては実績に基づく減でありますので、今の私が把握しております消防出初式の時の人数が 168 名でございます。若干定数割れしてると思っております。

議 長（西 日出海 君）

はい、1 番どうぞ。

1 番（福田 喜義 君）

最初の広報無線の件ですけども、これは、実際聞えないところの方に対しての予算だったですか、違うですかね。ちょっと私、その内容がちょっとわからんけん。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

難聴地域の対策ということではございませんで、あくまで携帯電話のほうに情報をほしいという方に、希望者があればその方に対して情報配信するという、そういうシステムを構築することを考えておりました。

議 長（西 日出海 君）

はい、1 番。

1 番（福田 喜義 君）

私はですね、私の考えとしては、こういう残があればですね、町内にはまだ聞こえないところが何か所かあるそうですね。広報無線が。そういうことでできれば、こういう余ったお金、少しでもそういう家庭に設置してもらえればと私は望んでおりますので、よろしくお願ひします。

消防団員の減少はずっと続いておりますが、もう少し消防団員の報酬なり、少しでも上げてやって前向きな制度ですね、してもらえんば、なかなか明るい消防団といいますか、なかなか消防団は佐世保市内ではいろいろ問題があつて厳しくなっています。そういうことで、やっぱ町として、やっぱり少し思い切った報酬をお願いします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

どなたが行きますか。こういう予算を残すのであれば、難聴地区でも使うべきじゃないかというお話が出ましたので、担当課は企画財政課長、答弁願ひます。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

申しわけございません。難聴地域対策としましては、12 月、まあ町内会のほうにもこう御紹介をさせていただいて、どういう地区が御要望をこう今預かっているような状況です。

それで、対策として戸別受信機でいくのか、それとも有線をつないで広報の施設をまたつくるのかというふうな部分を今整備をしているところでございます。

実際の予算につきましては、またちょっとこれが新規的なものになるものですから、現在まだ計上はさせていただいておりませんが、まだ聞こえないところがあるということは、担当としても十分承知しておりますので、別途予算計上させていただいて取り組んでいきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

予算の計上が先ほどちょっとわかりませんでしたので、180 名分子算を組んでおります。団長以下 168 名というのが実数だというふうに思っております。

確かに消防団員につきましては、定員割れというような状況が起こっております。

報酬につきましては、近隣市町また県内の市町の状況も見まして検討していきたいというふうに考えております。

それと、1 つ今問題になっておりますのが、免許の普通免許の改定で、これからとられる方におきまして、普通免許では消防車に乗れないというような状況が出てきておまして、分団長の会議の中で対策を講じてくれというふうな議題、要望も上がってきておりますので、そのようなことも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

議 長（西 日出海 君）

はい、ほかどうぞ。

（「なし。」の声あり）

ないようですので質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 19 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（15時45分 散会）